Kumamoto Chuo Shinkin Bank

熊本中央信用金庫

Disclosure 2024

熊本中央信用金庫ＳＤＧｓ宣言

熊本中央信用金庫は、基本方針に掲げる

「良い家庭、良い企業、良い社会の育成発展のために、

金庫の総力を結集し、金融の円滑をはかる。」

を実現するために、国連が提唱する

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を金庫活動につなげ、

地域の持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

基本方針

良い家庭、良い企業、良い社会の育成発展のために、
金庫の総力を結集し、金融の円滑をはかる。

経営方針

①健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期する。
②貯蓄の増強につとめる。
③地域経済開発をめざし、積極的なる融資をはかる。
④経営の合理化と事務能率の向上につとめる。
⑤職員の福祉を増進すると共にその資質の向上につとめる。

マークの理念

熊本は火の国――悠久の時を刻みつづける雄大な阿蘇山と噴煙を表し、外円と中心の円は中央信金が、みなさまと心のふれあいを大切に相互信頼の絆をつくり、地域社会の発展に寄与するとともに、金庫が限りなく躍進するよう願いが込められています。

CONTENTS

ごあいさつ	2
金庫の概要	3
営業店舗等に関する事項	4
総代会等に関する事項	6
事業の運営に関する事項	9
商品･サービスのご案内	13
主な手数料一覧	16
中央しんきんと地域社会	18
地域のお取引先への支援･地域活性化への取組み	20
金融仲介の取組みについて	22
トピックス	26
創立100周年事業紹介	27
系譜	31
金庫のあゆみ	32
信用金庫関連機関	34
主要な事業に関する事項	36
財産の状況	41
自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項	49
開示項目一覧	55

金庫の概要

創　　立	大正12年12月５日
本店所在地	熊本市中央区大江本町１番６号
店舗数	18店舗
出資金	18億円
預　　金	2,069億円
貸出金	1,056億円
会員数	24,059名
常勤役職員数	178名

（令和6年3月31日現在）

理事長　**岡本 浩幸**

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本年も地域の皆さまに当金庫をより知っていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧のうえ当金庫へのご理解を一層深めていただければと存じます。

令和５年度を振り返りますと、世界経済は、各国中央銀行の金融引き締めによるインフレ抑制は進展が鈍く、ロシアによるウクライナ侵攻などの地政学リスクも長期化しており、不透明感、不確実性が継続しております。国内経済も、円安の影響で輸入原材料価格の上昇を招き、加えて人手不足等による賃金引上げが価格へ転嫁されるなど、長く続いたデフレ経済からの脱却の兆しも見える状況で、日本銀行はマイナス金利政策解除に踏み切り、金融緩和政策の転換点を迎えています。今後も国内外の金融経済情勢は不安定な状況が継続し、その影響は県内経済にも波及することが予想されます。一方で、世界的な半導体企業の熊本進出は、熊本県内に経済効果をもたらし、その波及効果は今後さらに拡大することが予想されます。

このような中、当金庫の令和６年３月期の業績につきましては、会員数２４，０５９名、預金積金２０６，９８７百万円、貸出金１０５，６４１百万円となりました。収益につきましては、業務純益４９６百万円を確保するとともに、当期純利益は４０６百万円を計上いたしました。また、経営の健全性の指標である自己資本比率につきましても、国内基準である４．００％を上回る１０．２０％となっております。

さて、当金庫はおかげさまで昨年１２月に創立１００周年を迎えました。これまでの地域の皆様の温かいご支援に心から感謝申し上げるとともに、次の時代に繋ぐ新たなステージの幕開けとなりました。中期経営計画の名称である「つなぐ」には、金庫の歴史を繋ぐという意味を込めており、現状に安住することなく、既成概念に捉われない発想で、新たなことに積極的に挑戦し、新たな時代を築いていく所存でございます。今後も地域経済及び地域のお取引先を守るために、環境や時代の変化に柔軟に対応し、地域やお取引先のニーズに適切に応え、しっかりとしたガバナンスのもと地域経済の持続的発展に鋭意取り組んでいく方針であります。

これからも「中央しんきん」は、皆様に寄り添い、ともに歩む金融機関として地域に貢献して参りますので、引き続き変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和６年７月

金庫の概要（令和6年7月1日現在）

◆主要な事業の内容

預金業務
- ①預　　金　当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等の取扱
- ②譲渡性預金　譲渡可能な預金の取扱

貸出業務
- ①貸　　付　手形貸付、証書貸付及び当座貸越の取扱
- ②手形の割引　銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引の取扱

為替業務
- ①内国為替　送金、振込及び代金取立等の取扱

附帯業務
- ①代理業務
  - ・日本銀行歳入代理店
  - ・地方公共団体の公金取扱業務
  - ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
  - ・信金中央金庫代理貸付業務
  - ・政府系金融機関等の代理貸付業務
- ②保護預り及び貸金庫業務
- ③有価証券の貸付け
- ④債務の保証
- ⑤公共債の引受け
- ⑥国債等公共債の窓口販売
- ⑦投資信託窓口販売
- ⑧損害保険窓口販売
- ⑨生命保険窓口販売
- ⑩電子債権記録業に関わる業務

◆役員の状況

役員一覧

理事長	岡本　浩幸
常務理事　業務部長	吉田　太士
常務理事　経営企画部長	田中　吉幸
常勤理事　総務部長	坂梨　昭弘
常勤理事　監査部長	岩下　　修
常勤理事　融資部長	石原　和也
常勤監事	大西　浩司
非常勤理事	永田　洋一（※１）
非常勤理事	白井　正雪（※１）
非常勤理事	吉村　俊彦（※１）
非常勤監事	後藤　　博
非常勤監事	山本　國雄（※２）

※1 理事 永田 洋一、白井 正雪、吉村 俊彦は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 山本 國雄は信用金庫法第32条第５項に定める員外監事です。

◆組織図

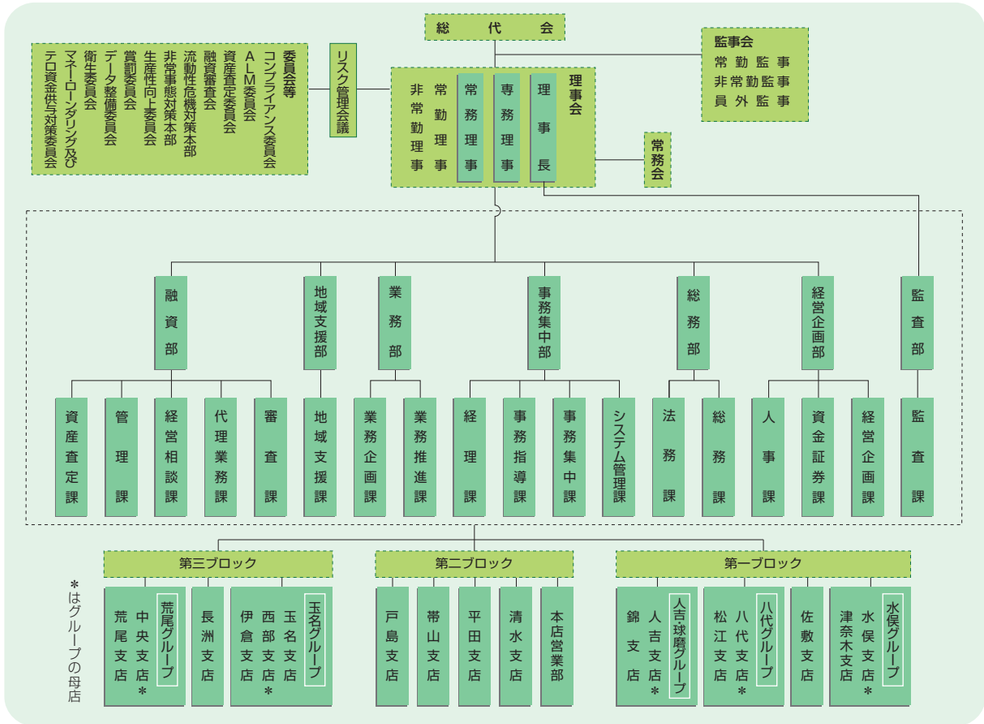

営業店の名称及び所在地 （令和6年7月1日現在）

《県南地区》

①水俣支店 0966-63-3131

水俣市浜町1丁目1番1号

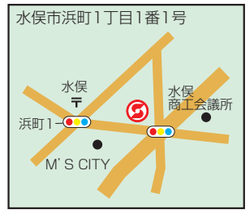

③津奈木支店 0966-78-2014

葦北郡津奈木町岩城2084番地7

④佐敷支店 0966-82-2533

葦北郡芦北町花岡1677番地14

⑥八代支店 0965-34-0211

八代市本町3丁目5番23号

㉓松江支店 0965-35-8811

八代市松江町537番地1

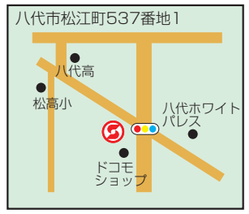

⑧人吉支店 0966-23-2141

人吉市五日町28番地2

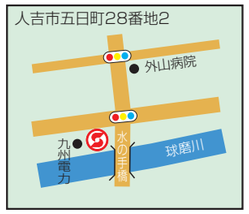

㉑ 錦支店 0966-38-3333

球磨郡錦町一武1538番地1

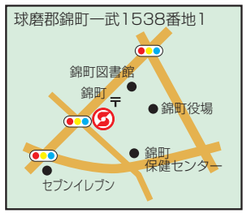

《熊本市地区》

㊿本店営業部 096-366-1112

熊本市中央区大江本町1番6号

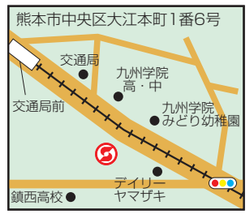

⑯清水支店 096-343-4455

熊本市北区清水亀井町28番4号

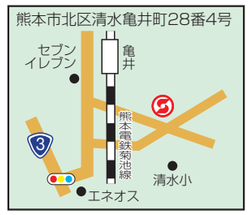

⑰平田支店 096-322-2175

熊本市南区平田1丁目14番1号

⑱帯山支店 096-384-3322

熊本市中央区帯山5丁目41番35号

㉕戸島支店 096-360-0011

熊本市東区戸島西4丁目2番70号

《県北地区》

⑨玉名支店 ⑪西部支店 0968-74-2200

玉名市亀甲257番地3

⑩伊倉支店 0968-74-1221

玉名市伊倉北方3085番地

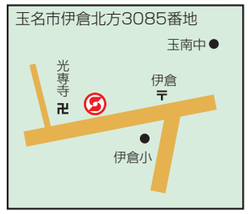

⑫長洲支店 0968-78-1001

玉名郡長洲町長洲1236番地

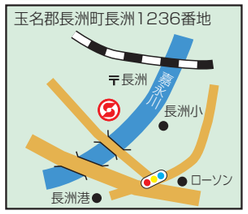

⑬荒尾支店 ⑭中央支店 0968-66-2100

荒尾市川登1868番地4

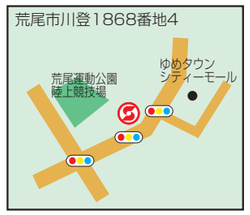

営業地区

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、上益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、阿蘇郡西原村、福岡県大牟田市、鹿児島県出水郡長島町

店舗外自動機 （令和6年7月1日現在）

名称	所在地	休日稼動
鶴屋百貨店地階	熊本市中央区手取本町6番1号	土日祝
熊本市役所1階	熊本市中央区手取本町1番1号	－
熊本県庁1階	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	－
熊本学園大学	熊本市中央区大江2丁目5番1号	土
JR熊本駅	熊本市西区春日3丁目15番1号	土日祝
ゆめタウンはません	熊本市南区田井島1丁目2番1号	土日祝
ゆめタウンサンピアン	熊本市東区上南部2丁目2番2号	土日祝
SAKURA MACHI Kumamoto	熊本市中央区桜町3番10号	土日祝

名称	所在地	休日稼動
水俣市役所	水俣市陣内1丁目1番1号	土
水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1丁目2番1号	－
水光社本店	水俣市古賀町1丁目1番1号	土日祝
湯浦出張コーナー	葦北郡芦北町湯浦200番地1	土
芦北町役場	葦北郡芦北町芦北2015番地	土日祝
田浦出張コーナー	葦北郡芦北町小田浦787番地27	－
イオン錦店	球磨郡錦町西715番地1	土日祝
岱明出張コーナー	玉名市岱明町山下448番地9	土
長洲町役場	玉名郡長洲町長洲2766番地	－
荒尾市役所	荒尾市宮内出目390番地	－
ゆめタウンシティモール	荒尾市緑ヶ丘1丁目1番地1	土日祝

土…土曜日運行　日…日曜日運行　祝…祝日運行

九州内の信用金庫ATMで（一部除く）入金・記帳がご利用になれます。

九州内の信用金庫ATMで記帳がご利用になれる通帳は、九州内の信用金庫の次の種類の通帳です。

- 普通預金（総合口座・決済性預金含む）
- 貯蓄預金
- カードローン

（注）通帳デザインは信用金庫ごとに異なります。

ご利用におきましては、次の事項にご留意ください。

- ■通帳の残り印字行数を超えるお取引明細は記帳できません。
- ■定期預金・定期積金等、他の通帳は記帳できません。
- ■銀行等が運営する共同ATMを除き、入金は通帳のみでご利用になれますが、通帳での出金はキャッシュカードの併用が必要です。

しんきん同士は、手数料ゼロ。 Face to Face

しんきんATMゼロネットサービス

ゼロネットサービスタイム 平日8:45～18:00の入出金

※上記以外の時間帯および土曜・日曜・祝祭日のATM利用には所定の手数料が必要です。

熊本中央信用金庫
https://www.kumachu.jp/

総代会等に関する事項

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互扶助」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員を総代会で選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに当金庫では、総代会に限定することなく、地区別業況報告会や講演会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

●総代の任期と定数

- ●総代の任期は、3年です。
- ●令和3年12月3日に委嘱した総代の任期は令和6年12月2日までです。
- ●総代の定数は、70人以上100人以内で、各選任区域の総代数は原則的に会員数に応じて、各選任区域ごとに定められております。
- ●令和6年6月27日現在の総代数は96人です。
- ●令和6年3月31日現在の会員数は24,059人です。

●総代の選任方法

総代の選任は、「総代候補者の選考基準」(注)に則り、次の手続きを経て選任されます。

- ●会員の中から総代会の決議に基づき総代候補者選考委員を選任区域ごとに3人以上選任する。
- ●総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ●総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てができる)

(単位:人)

選任区域	会員数	現総代数
1区(南部地区)	11,148	49
2区(中部地区)	6,261	22
3区(北部地区)	6,650	25
合計	24,059	96

(注) 総代候補者の選考基準

- ●当金庫の会員であること。
- ●地域における信望が厚く、総代としてふさわしい見識を有していること。
- ●人格にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解していること。
- ●地域の情報に通じ、金庫に対し協力的であること。
- ●その他総代選考委員が適格と認めること。

会員と総代、総代会の関係

総代会制度は、会員の総意を金庫経営に反映させるための制度です。

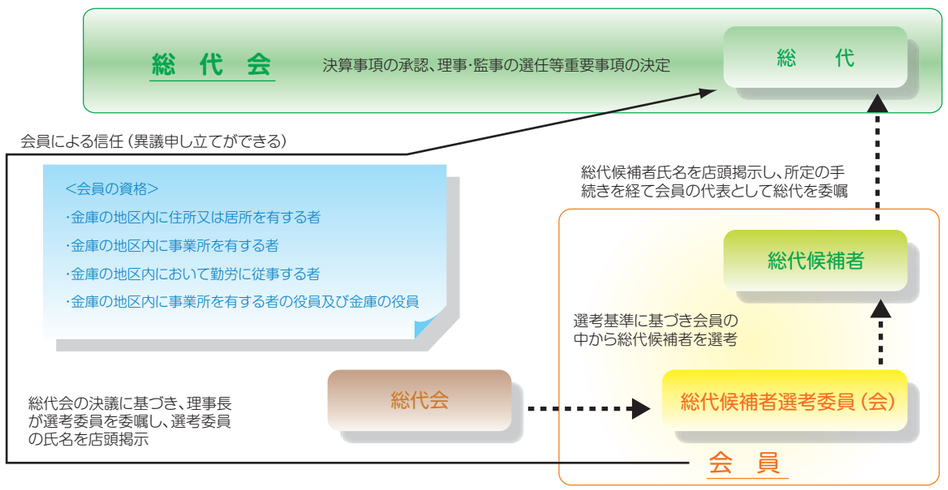

総代選任手続き

1. 総代候補者選考委員の選任

当金庫の地区を3区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める

総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱 → 選考委員氏名を店頭に掲示(1週間)

2. 総代候補者の選考

選考委員が会員の中から総代候補者を選考 → 理事長に報告

候補者氏名を店頭掲示(1週間) → 店頭掲示について熊日新聞に公告

異議申出期間(公告後2週間以内)

3. 総代の選任

・会員から異議がない場合
又は
・選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申し出があった総代候補者

・選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申し出があった総代候補者

選考委員が他の候補者を選考

上記2以下の手続きを経る

総代の数が総代定数の1/2以上欠けた場合

会員の中から総代候補者を選考

上記2以下の手続きを経る

総代の数が総代定数の1/2未満欠けた場合

欠員(選考しない)

理事長は総代に委嘱 → 総代氏名を店頭掲示(1週間)

総代会の議事内容

第80期通常総代会(令和6年6月27日開催)では、次の報告及び決議事項が付議されました。なお、決議事項については、それぞれ原案どおり承認可決されています。

●報告事項

第80期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

●決議事項

第1号議案　剰余金処分案承認の件
第2号議案　会員除名の件
第3号議案　定款一部改正の件
第4号議案　理事9名選任の件
第5号議案　監事3名選任の件
第6号議案　総代候補者選考委員選任の件

総代の皆様（令和6年6月27日現在:96名）

順不同・敬称略
※氏名の後の数字は総代への就任回数

1区（南部地区）49名

吉永　和世⑧	泉田　卓造⑥	萩嶺　淨円⑥	髙山　俊彦⑥	船田　勝彦⑥	眞鍋　光明⑥
徳冨　和彦⑤	徳永　行宏③	永田　士郎②	平松　大祐②	福田　豊樹②	竹田　珠一⑦
野﨑　武寿④	新立　豊②	宮本　益男⑤	佐藤　一夫⑤	濱田　治孝⑤	川田　良治⑤
松下　義一③	木谷　勝浩②	高田　智徳②	永山　博久②	山下　義浩②	有田　義教⑥
礒部　健④	小笹　康博④	西﨑　徳彦④	秋永由美子④	古田　浩二④	中田幸二郎③
今田徳次郎③	大石　俊成⑥	白石　裕之⑤	森山　正規③	寺本美己雄③	渕上　哲哉③
麦島　浩之⑥	中村　浩徳③	綿田　一角③	堀川　泰注⑫	宮原　正名⑨	川﨑　幸廣⑥
岡村　英臣④	平野　道夫④	佐無田　学④	深野　誠一①	中村　克秀⑦	中村　春喜⑦
竹田農利人③					

2区（中部地区）22名

齊藤　誠治⑥	小田　栄一⑥	村上　尚彌⑥	西本　寛④	草野　耕平④	野村　茂②
鳥丸　克彦②	藤吉　一真①	内田　智三⑦	竹内　竜裕⑥	鶴川　文男⑤	平田　一樹④
辻　満秀③	小嶋　利子⑥	坂田　雅孝④	齊藤　直信②	川口　賢寿②	小島龍太郎⑤
平島　数廣③	平野　民生⑩	宮崎サツキ④	岩田　和也②		

3区（北部地区）25名

廣田　忠久⑥	津﨑　健④	林田　幸雄⑦	村上　和則④	吉永　正弘④	山田　健資④
國﨑　拓④	山本　眞一④	籾田　武志④	大坪　太②	西川　勝博⑨	大﨑　正志⑨
中島　昶一⑥	井上　一郎⑥	梅崎　理恵④	福村　俊行④	林田　光弘③	石橋　秀文③
出口　隆一③	池田　修一③	清田　裕幸⑫	那須　良介⑫	前田　洋⑧	城　美臣⑥
橋口　妙子③					

■総代の属性別構成比

職業別

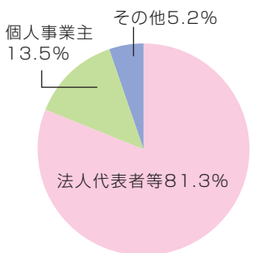

年代別

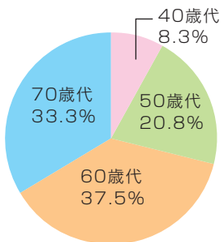

業種別

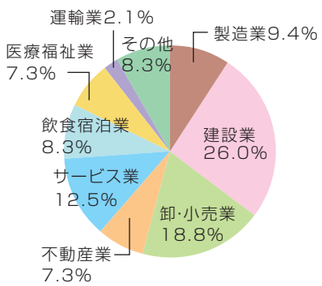

※職業別:役員等は法人代表者等に含む
※令和6年6月27日現在

事業の運営に関する事項

リスク管理の徹底

金融の自由化・国際化の進展に伴い金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、リスク管理の重要性が高まっています。
このような状況のもと、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク）の多様なリスクの正確な把握、適切な管理運営を事務レベル担当者によるALM委員会、役員及び本部部長によるリスク管理会議を通じて行っています。また、可能な限り、リスク量の計測を行い自己資本比率計画、中期経営計画等の策定根拠としています。
このような管理を行って、経営の健全性を確保し、収益力の向上を図り、自己資本の充実に努めているところです。

信用リスク

信用リスクとは、企業及び個人への貸出金並びに有価証券による投資先が業況悪化などから約定どおりに返済されず、回収不能となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。
当金庫では、貸出資産の健全化を目指して審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を整備しています。
また大口融資については、融資担当者以外も参加する融資審査会を設け、より厳格な審査体制により万全を期しています。
さらに有価証券については適切な運用・管理体制のもと、リスク管理を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格及び為替等の市場リスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動して損失を被るリスクのことです。
当金庫では、各取引部門ごとに運用・管理基準を定めております。また、リスクの状況を経営陣に報告して、適切な運用・管理に万全を期しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、資金運用と調達の期間のミスマッチあるいは予期せぬ資金の流出等に伴って大幅な流動性不足が生じ、市場での調達が不可能となったり、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクのことです。
当金庫では、あらゆる状況に対応するためALM委員会や、リスク管理会議を設け、万一の場合に対応する流動性危機管理計画などを策定し万全を期しています。
なお、資金が必要な場合は、信金中央金庫及び日本銀行に依頼する体制を整備しています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。具体的には事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、人的リスク及び有形資産リスクのことです。
当金庫では、オペレーショナル・リスクを総合的に管理することを重視し、オペレーショナル・リスクの所在・種類・特性についての特定・評価・モニタリング・コントロール等を行い、オペレーショナル・リスクの総合的な管理状況を適格に認識し、リスクの極小化・収益の確保に努めています。

熊本中央信用金庫のリスク管理体制

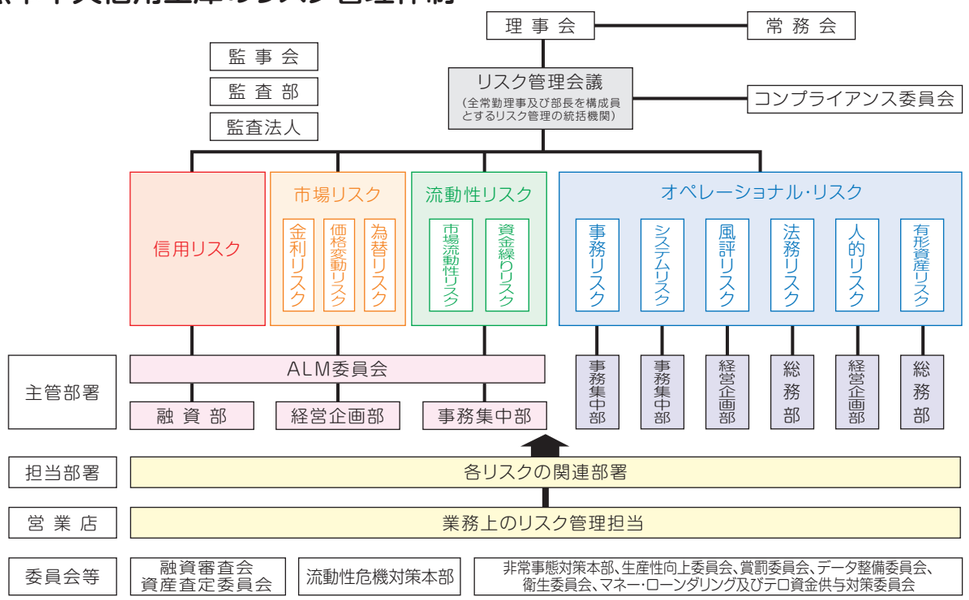

内部統制システム構築の基本方針

当金庫は、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号並びに同法施行規則第 23 条の規定に基づき、理事会で決議しました以下の「内部管理基本方針」に則って、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。

内部管理基本方針

熊本中央信用金庫（以下「当金庫」という。）は、信用金庫法及び定款に則り、当金庫の業務の健全性･適切性を確保するための態勢（以下「内部管理態勢」という。）を整備することを目的として、以下のとおり、内部管理基本方針を定める。

1．理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当金庫は、「倫理行動実践宣言」、「 熊本中央信用金庫行動綱領」及び「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、役職員が法令及び定款並びに社会的規範を遵守する態勢を構築する。

（2）当金庫は、コンプライアンスの実践について、事業年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、実施する。

（3）当金庫は、コンプライアンスを統括する部署を設置するとともに、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議と決定を行い、その結果を理事会に報告する。

（4）当金庫は、部店長を「コンプライアンス責任者」、部店長が任命したものを「コンプライアンス担当者」として配置する。責任者及び担当者は、日常業務の中でコンプライアンスの徹底を図るとともに、その状況をモニタリングする。

（5）当金庫は、法令又は内部規程等の違反が生じた場合、役職員が直接情報提供を行う手段として、通常の報告ルートのほかに、「公益通報取扱規程」による報告ルートを設け、その利用につき役職員に周知する。

（6）当金庫は、監査部が、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について定期的に内部監査を実施し、その結果を理事長に報告する。理事長は、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。また、監査部は、経営に重大な影響を与えると認められる事項については理事会に報告し、その対応を協議・決定する。

2．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）理事は、理事会規程及び常勤理事会運営規程に従って職務を執行し、その議事録等職務執行に係る情報を含む重要な文書等については、主管部署が保存及び管理を行う。

（2）理事は、理事の職務の執行に係る情報を含む重要な文書については、文書取扱規程に則り、保存及び管理を行う。

（3）理事及び監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当金庫は、業務執行に伴い発生するリスクについては、「統合的リスク管理規程」及び「リスク管理要領」等を定め、各リスクカテゴリー毎に分類して管理する。

（2）当金庫は、リスク管理の方針や規程等については、理事会で制定及び改廃を行い、役職員へ周知する。

（3）当金庫は、リスク管理を統括するために、全常勤理事及び部長等によって構成される「リスク管理会議」を設置し、各リスクの状況を組織横断的に把握することにより、金庫全体のリスク管理を実施する。
また、資産・負債を総合管理する「ALM 委員会」を設置して、関係するリスクの分析・検討を行い、「リスク管理会議」に報告する。

（4）当金庫は、監査部が事業年度毎に策定した内部監査計画を、理事会で審議し、決定する。監査部は、その内部監査計画に則り、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、経営に影響を及ぼすような重大な事項や不祥事件に絡むような項目については、常勤理事会及び理事会並びに監事に報告する。

（5）当金庫は、業務執行に関して重大な危機が発生した場合は、業務継続基本計画（状況に応じて危機管理計画書、システム障害発生時対応マニュアル、流動性危機対応マニュアル、新型インフルエンザ対応マニュアル準用）に基づき対応する。

4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、理事会規程等の経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進める態勢を確保する。

（2）理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例理事会を 4、6、8、10、1、3 月に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

（3）理事会は、職務執行の効率性確保のため、理事会規程に従い、その権限の一部を代表理事に委任し業務を執行させる。代表理事は、業務運営規程等に基づき、本部各部署の業務分掌並びに職務権限及び責任範囲を明確にする。

（4）理事会は、経営計画及び年度毎の事業計画を決定する。各理事は、この経営計画及び事業計画に沿って、担当する職務の具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて理事会等において協議する。

（5）理事は、職務の執行状況を定期的に理事会に報告する。

5．監事の監査に対する体制

（1）理事は、法定事項に加え、内部監査の実施状況、職務執行に関し重大な法令若しくは内部規程等に違反、又は金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、並びに公益通報制度による通報状況及びその内容を、すみやかに監事に報告する。

（2）監事は、理事会のほか、常勤理事会その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べる。また、重要な会議の議事録、理事が決裁を行った重要な稟議書等については、何時にても閲覧することができる。

（3）理事及び職員は、何時にても監事の求めに応じて、業務執行に関する事項を説明する。

6．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

（1）監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、監事の監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助するのに必要な能力を備えた監事専属の職員を配置することができるものとする。

（2）当該職員は、監事の命を受けた業務及び監査を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報を収集する権限を有する。

（3）当該職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令は受けないこととする。

（4）当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監事の同意を得たうえでする。

7．監事へ報告を行った者が不利益な取扱を受けないための体制整備

（1）当金庫は、金庫の内部通報ホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報保護に関する規程に定めたうえで当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。

（2）当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

8．監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備

当金庫は、公益通報保護に関する規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。

9．監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合における金庫としての対応

当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

10．監査費用の前払いや償還に関する金庫の方針や規程の整備

（1）当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2）当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

11．監査費用の予算の計上

（1）当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。

（2）当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

12. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事会は、監事の監査が実効的に行われるために、会計監査人及び監査部と定例的に協議する機会を確保する。また、監査の必要に応じて、監事が顧問の弁護士や会計監査人と協議し、監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

13. 当金庫における業務の適正を確保するための体制

（1）理事会は、当金庫における業務の適正を確保するための態勢を構築し、経営企画部がその管理に当たる。

（2）監査部は、各部店の監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。

コンプライアンス（法令等遵守）の強化

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置づけ、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客さまや地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令等遵守意識の醸成に努めています。

具体的には、当金庫で策定した「熊本中央信用金庫コンプライアンス」の全役職員への周知、公益通報取扱規程の制定、毎年度実施計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、研修開始時等における役員によるコンプライアンス講話、コンプライアンス責任者・担当者研修及び部店内での毎月の研修の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス実現のための組織としては、平成12年7月にコンプライアンス委員会を設置し毎月開催するとともに、平成18年2月に不祥事件発生時の対策委員会の設置、特別監査の実施などのコンプライアンス組織体制の見直しを行い、さらに、コンプライアンス等法務問題を一元管理し、各部との相互牽制を発揮するため、コンプライアンス統括部署として、総務部法務課を設置し体制の強化を図っております。

個人情報保護への対応

当金庫では、お客様の大切な個人情報を厳格に管理するため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「個人情報の保護と利用に関する規程」、「個人データの各管理段階における安全管理に係る取扱規程」等の策定をはじめとする個人情報管理態勢の整備とその強化に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放協議会、企業防衛対策協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※ 本方針において「反社会的勢力」とは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う団体または個人をいいます。
※ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応 注①

［苦情処理措置］

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17 時）に営業店（電話番号は「店舗･ATM のご案内」参照）または総務部法務課（電話：096-366-1148、096-366-1111）にお申し出ください。

［紛争解決措置］

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は東京以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部法務課」にお尋ねください。

［苦情等の対応］

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ＡＤＲ制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

（１）営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部法務課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

（２）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部法務課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

（３）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部法務課から行います。

（４）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。

（５）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

（６）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

（７）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

（８）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

（９）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

（10）苦情等への取組体制

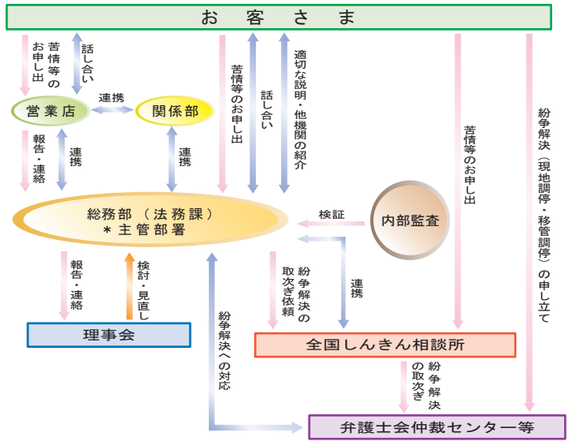

注①

金融ＡＤＲ制度とは、「裁判によらずに金融に関する紛争・苦情を解決していこうとする」制度です。顧客との金融トラブルを裁判によらず解決する方法の一つとして「我が国の金融分野における裁判外紛争解決制度」（金融ＡＤＲ制度）の創設が「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められました（平成 21 年 6 月 24 日公布、行為規制について平成 22 年 10 月 1 日施行）。

商品・サービスのご案内

■預金

預金の種類		セールスポイント
総合口座		普通預金と定期性預金が一冊にセットできる便利な預金です。いざという時は定期預金お預け入れ額の90%、最高300万円まで自動融資できます。オリジナルデザインのチューちゃん通帳やロアッソ熊本通帳もございます。自動融資の借り入れ利率は、担保定期預金の約定利率プラス0.5%でお得です。
普通預金		全店で自由に出し入れできるだけでなく、給与、年金の受取り、公共料金の自動支払いなど日常のお財布代りにご利用になれます。
無利息型普通預金「勘定方」		“無利息”、“要求払い”、“決済サービスを提供できる”の３要件を満たす決済用預金ですので、預金保険制度の全額保護の対象になります。
貯蓄預金		残高がアップすれば、段階的に金利もアップします。定期預金より自由で普通預金より有利な金利が特徴です。
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金を長期運用できます。総合口座セットも可能です。
	スーパー定期預金	金融資産の運用手段として、最もポピュラーな商品です。300万円以上になると金利が上がってお得です。金利情勢によっては300万円未満と300万円以上の適用金利が同水準となる場合があります。
	変動金利定期預金	6カ月ごとに利率の見直しを行う、金利変動対応型の預金です。3年もの複利型（個人）は課税繰り延べ扱いです。
	自由金利型期日指定定期預金	1年過ぎたら1カ月前の通知でお引出し可能で、1年複利の利回りもお得です。お預け入れ金額は300万円未満です。
	ゆとり定期預金	当庫で年金を受給されている方がご利用できる定期預金です。お一人800万円まで、スーパー定期預金の店頭表示金利に所定の金利をプラスします。
定期積金	スーパー積金	毎月一定額を積立てることにより、将来の資金づくりが行えます。
	ミリオンチューちゃん積金	目標額100万円コースをメインに目的に応じた目標を決め、資金づくりが行えます。
財形預金	一般財形預金	お勤めの方の財産づくりのための預金です。給料・ボーナスからの天引預入です。
	財形住宅預金	マイホーム取得のための預金です。財形年金預金と合わせて元金550万円まではお利息に税金がかかりません。
	財形年金預金	老後の資金を蓄えるための預金です。財形住宅預金と合わせて元金550万円まではお利息に税金がかかりません。
当座預金		会社や商店のお取引きに便利な小切手、手形がご利用になれる預金です。
譲渡性預金		短期資産運用に適した預金です。満期日以前に譲渡もできます。
通知預金		まとまったお金を短期間ムダなくお預けいただく預金です。お預け入れ期間は7日以上、お引出しは2日前までにご連絡いただきます。
納税準備預金		納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金がかかりません。

預金ご利用にあたってご留意いただきたい事項

- 預金により、金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますので、ご確認ください。
- 口座開設・貸金庫などのお取引を開始される場合、200 万円を超える現金取引、10 万円を超える現金による為替取引の場合等は、本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票、印鑑証明書等のいずれかをご提示いただきます。

■個人向けローン

ローンの種類	お使いみちと特色	期　間	ご融資限度額
教育ローン	授業料、入学金、アパート敷金等、教育に関する資金に最適です。	16年以内	1,000万円
マイカーローン	自動車・オートバイ・自転車の購入資金、車検、修理費用、免許取得費用に最適です。電気・ハイブリット自動車などのエコカーの購入にご利用いただける商品もございます。	15年以内	1,000万円
住宅ローン	住宅購入、新築、増改築、住宅用地のご購入に。住宅金融支援機構のご融資も取扱いいたしております。(借り替えにもご利用できます。)	40年以内	1億円
リフォームローン	増改築、住まいに必要な家具、電化製品の一括購入に最適です。太陽光発電システムの設置等、エコリフォームにご利用いただける商品もございます。	15年以内	1,000万円
フリーローン	運転免許証などの簡単な書類のみでお申し込みが可能です。お使いみちは自由で、事業性資金・旧債返済資金としてもご利用いただけます。	15年以内	1,000万円
シルバーライフローン	年金を受給されている方がご利用になれます。	5年以内	100万円
子育て応援プラン	出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金にご利用になれます。	10年以内	100万円
福祉プラン	介護の必要な高齢者又は心身障害者のための機器・設備の費用にご利用になれます。	10年以内	500万円
職域サポートローン	職域サポート契約を締結された事業所に働く経営者、従業員の方にご利用いただける金利を優遇した目的型ローンです。	15年以内	1,000万円
職域フリーローン	職域サポート契約を締結された事業所に働く経営者、従業員の方にご利用いただける金利を優遇したフリーローンです。	10年以内	500万円
カードローン	お使いみちはご自由で、カード1枚でご利用いただけます。ご融資限度額内であれば何度でも反復利用できます。	1年～3年 (自動更新)	10万円～ 500万円
教育カードローン	ご子弟等の在学中に必要なさまざまな資金にご利用いただけます。ご融資限度内で何度でも反復利用できます。	在学期間中	50万円～500万円

■事業者向けご融資

融資の種類		お使いみちと特色	期　間	ご融資限度額
一般融資	割引手形	一般商業手形の割引をいたします。	ご相談ください	ご相談ください
	手形貸付	仕入れ資金などの短期運転資金などをご融資いたします。	ご相談ください	ご相談ください
	証書貸付	設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。	ご相談ください	ご相談ください
	当座貸越	一定のご契約額まで当座決済資金をご融資いたします。	ご相談ください	ご相談ください
	でんさい割引	商取引に基づき発生した、でんさいネットが取り扱う電子記録債権を割引いたします。	ご相談ください	ご相談ください
各種制度融資		県や市町村の制度融資を取り扱っております。保証付でお得なローンです。	制度によって異なります	制度によって異なります
代理業務		信金中央金庫、日本政策金融公庫等のご融資の取扱いをいたしております。		

融資ご利用にあたってご留意いただきたい事項

●各商品について担保を要するもの、保証会社、信用保証協会の保証を要するもの、保証人を要するものがございますので、窓口におたずねください。

■サービス業務

キャッシュカードサービス	当金庫のATMでの入金・出金はもちろん、全国の提携金融機関やコンビニATM等でお引き出しができるサービスです。(一部の提携ATMでは入金も可。)
デビットカードサービス	全国の J-Debit 加盟店での買い物時に当金庫のキャッシュカードで代金精算ができるサービスです。利用金額は随時ご自身の預金から引き落とされます。(一部ご利用になれない加盟店があります。)
キャッシングサービス	JCB、VISA 等各種クレジット会社のキャッシングサービスがご利用になれます。
自動受取りサービス	給料・ボーナス・年金・配当金などがご指定の口座へ自動的に振込まれます。
自動支払サービス	公共料金･家賃･授業料･ローンのご返済、各種クレジットなどをご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
貸金庫	預金証書・株券・権利証・貴金属などお客様の貴重な財産を安全に保管いたします。(本店営業部のみ)
夜間金庫	夜間のお店の売上げ金を安全にお預かりします。(水俣支店のみ)

■サービス業務

内国為替サービス	当金庫の本支店はもちろん、全国各地の信用金庫や銀行への振込、小切手・手形等の取立てを確実かつスピーディにお取扱いいたします。
総合振込サービス	事前に総合振込依頼書をいただくことにより、多くの支払先へ、ご指定日に送金します。
給与振込サービス	事前に給与振込依頼書をいただくことにより、給与や賞与を従業員様の口座へ振込む事業者様向けサービスです。
自動送金サービス	家賃や駐車場代金など、毎月一定日に一定額を送金することができます。 振込手数料も窓口扱いよりお得です。
インターネットバンキング・法人インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンから残高、入出金明細照会、振込、資金移動などのサービスがご利用になれます。(法人インターネットバンキングはスマートフォンではご利用になれません。)
でんさいサービス	お客様のパソコンから当金庫を経由して、「でんさいネット」をご利用になれるサービスです。
マルチペイメント(ペイジー)収納サービス	各種税金や公共料金などをパソコンやスマートフォンで支払うことができるサービスです。
ファームバンキング ホームバンキング	パソコンにインストールした専用ソフトウェアを使用して、残高、入出金明細照会、振込、資金移動などのサービスが、自宅やオフィスにいながらご利用になれます。
アンサーサービス	自宅にいながら電話、FAX、パソコンなどで通知、照会などのサービスがご利用になれます。
テレホンバンキングサービス	残高照会や振込が電話でご利用になれます。携帯電話からのご利用も可能です。
ペイジー口座振替受付サービス	口座振替収納をご利用になる企業の窓口等において、専用端末機を使用して、口座振替の受付から自動振替設定までを行うことが出来るサービスです。(金融機関へ口座振替依頼書の提出が不要となります。)
ネット口座振替受付サービス	パソコンやスマートフォンを操作して、収納機関のインターネットサイトから口座振替契約を締結できるサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス	スマートフォンや携帯電話を使用して、ご利用口座から電子マネーにチャージ(入金)できるサービスです。電子マネー「楽天 Edy」がご利用になれます。
Bank Pay	全国の Bank Pay 加盟店でご利用になれるスマートフォン決済サービスです。口座から即時引き落としとなるためチャージする必要がありません。
ことら送金サービス	株式会社ことらに加盟する金融機関の個人口座宛に1日10万円まで送金ができるサービスです。
スポーツくじの当選金払戻し	店舗でスポーツくじ当せん金の払戻し業務を取扱っております。(本店営業部、水俣支店、八代支店、人吉支店、西部支店、中央支店、帯山支店)
年金相談	年金に関する色々な疑問等に、専門の社会保険労務士とファイナンシャルアドバイザーがお答えします。 また、年金調査・お手続きも無料で行っております。
口座振替収納サービス	当金庫の口座を利用されているお取引先から口座振替による集金を行う事業者向けサービスです。
自動集金サービス	お取引先が利用されている全国の金融機関口座から口座振替による集金を行う事業者向けサービスです。
介護費用集金サービス	介護サービス利用者様がお支払いになる介護費用を、信用金庫が介護事業者様に代わって、全国の金融機関口座から口座振替による集金を行う事業者様向けサービスです。
コンビニ収納サービス	バーコード付振込票を発行し、販売先が代金の支払いをコンビニエンスストアでできるようにする事業者様向けサービスです。

■証券業務

公共債の窓口販売	個人向け国債等のお取扱いをいたします。
投資信託の窓口販売	信金中央金庫取次方式による投資信託のお取扱いです。お客様の投資ニーズにお応えできるよう、各種ファンドを取り揃えております。

■その他の業務

生命保険の窓口販売	ライフプランに合わせ「個人年金保険」「終身保険」「定期保険」「収入保障保険」、また病気やケガに備える「医療・がん保険」などのお取扱いをいたします。
損害保険の窓口販売	住宅ローンをご利用のお客様の財産を守る「長期火災保険」、「債務返済支援保険」、「標準傷害保険」のお取扱いをいたします。
共済の窓口販売	しんきんの共済制度「日本フルハップ」のお取扱いをいたします。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	公的年金に上乗せして給付を受ける個人型確定拠出年金(iDeCo)のお取扱いをいたします。
国民年金基金	自営業・フリーランスで働く方が国民年金に上乗せをする国民年金基金のお取扱いをいたします。

主な手数料一覧（令和6年7月1日現在）

■為替手数料　振込手数料（1件につき）

（単位：円）

振込種類		金額区分	窓口利用		ATM利用			テレホンバンキング		IB・法人IB資金移動		FB・HB資金移動		FB・法人IBファイル伝送		定額自動送金	
						キャッシュカード											
			会員	非会員	現金	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
当金庫宛	同一店内宛	5万円未満	220	330	110	無料	55	110		無料		無料		無料		110	
		5万円以上	330	550	330	無料	110	110		無料		無料		無料		110	
	当庫本支店宛	5万円未満	220	330	220	無料	55	110		無料		無料		無料		110	
		5万円以上	330	550	440	無料	165	110	330	無料		無料		無料		110	
他行庫宛	電信扱	5万円未満	550	660	550	330		330	440	275	330	275	330	275	330	330	440
		5万円以上	660	880	770	495	550	440	660	385	440	385	440	385	440	440	550
	文書扱	5万円未満	550	660	－			－		－		－		－		－	
		5万円以上	660	880	－			－		－		－		－		－	

●略記説明：　ＩＢ…インターネットバンキング　法人ＩＢ…法人インターネットバンキング　ＦＢ…ファームバンキング　ＨＢ…ホームバンキング

（単位：円）

	他行庫宛	当庫本支店宛	同一店舗
組戻料	660	440	330

■諸手数料（1件につき）

（単位：円）

種　類		手数料
代金取立手形手数料（電子交換所）		440
個別取立手数料 ※1		1,100
取立手形組戻料 不渡手形返却料		1,100
取立手形店頭呈示料 ※2		1,100
送金小切手	当庫本支店宛	440
	他行庫宛	660

※1. 電子交換所不参加金融機関への個別取立を含む。また、預金・旅行クーポン券等の取立てについては、個別取立手数料と同様といたします。
※2. 呈示料を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。

■でんさいサービス利用手数料

（単位：円）

お取引種類		利用手数料	備　考	お支払方法
月額基本使用料（債務者利用あり）		1,100	法人IBご契約の場合は無料	月次払
月額基本使用料（債権者利用のみ）		無料		－
発生記録（債務者請求方式）		330		月次払
発生記録（債権者請求方式）		330		〃
譲渡記録		330		〃
分割譲渡記録		330		〃
保証記録		330		〃
支払等記録（口座間送金決済以外）		330		〃
変更記録	オンライン	330		〃
	書面	2,200		都度払
開示	通常開示（オンライン）	無料		－
	特例開示（書面）	3,300		都度払
残高証明書	定例発行	2,420		月次払
	都度発行	4,400		都度払
支払不能照会		3,300		〃
口座間送金決済中止		1,100		〃
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行		1,650		〃

お支払い方法が「月次払」となっている手数料および基本料は、前月1か月分をまとめて翌月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に代表口座から引き落とします。
また、お支払方法が「都度払」になっている手数料については、お取引の都度、代表口座から引き落とします。

■その他手数料

（単位：円）

種類		単位	手数料
再発行手数料(通帳・証書・キャッシュカード)		1 冊(枚)	1,100
IC キャッシュカード発行手数料	個人	1 枚	1,100
	法人	1 枚	無料
当座預金・普通預金入金帳発行手数料		1 冊	440
約束手形帳発行手数料		1 冊	2,200
小切手帳発行手数料		1 冊	2,200
自己宛小切手発行手数料		1 枚	550
マル専約束手形発行手数料		1 枚	550
マル専当座事務取扱手数料		1 件	3,300
署名鑑登録手数料(新規・変更)		1 回	2,200
残高証明書発行手数料	定例発行(※3)	1 通	330
	個別発行	1 通	550
	規定外発行(※4)	1 通	1,100
各種証明書発行手数料		1 通	550
取引明細書発行手数料		1 枚	22
異議申立預託金手数料		1 件	1,100
振込票定例外作成印字手数料(OCR)(※5)		1 枚	11
電子マネーチャージサービス手数料		1 回	55
アンサーサービス基本料		月額	1,100
ホームバンキング基本料(※6)		月額	1,100
ファームバンキング基本料		月額	3,300
インターネットバンキングサービス基本料(※7)		月額	110

（単位：円）

種類	単位	手数料
法人インターネットバンキング基本料（オンラインサービス）	月額	1,100
法人インターネットバンキング基本料（オンラインサービス＋データ伝送サービス）	月額	3,300
自動集金サービス基本料(集金依頼月のみ)	月額	2,200
自動集金サービス口座振替手数料(信用金庫※8、ゆうちょ銀行口座)	請求 1 件	99
自動集金サービス口座振替手数料(その他金融機関口座)	請求 1 件	143
介護費用集金サービス基本料(集金依頼月のみ)	月額	1,100
介護費用集金サービス口座振替手数料	請求 1 件	110
コンビニ収納サービス基本料(収納発生した月のみ)	月額	5,500
コンビニ収納サービス収納手数料(別途、印紙代実費が必要)	1 件	127
コンビニ収納サービス振込事務手数料(あらかじめ月間1~6回選択)	1 回	550

※3. あらかじめ証明日などのご指定を受け定期的に証明書を発行するものです。
※4. お客様のご希望により、当庫所定用紙以外で証明書を発行するものです。
※5. 毎月定例で作成する振込票の印字手数料は無料です。
※6. VALUXを含みます。
※7. インターネットバンキングサービス基本料は、現在無料キャンペーン中です。
※8. 京都信用金庫、高知信用金庫を除きます。

■預金関連手数料　CD・ATM利用手数料（1回につき）

（単位：円）

キャッシュカード種類	利用時間		出　金	入　金
熊本中央信用金庫 および提携信用金庫	平　日	8：45～18：00	無　料	無　料
		18：00～	110	110
	土・日・祝日	終　日	110	110
入金取扱提携金融機関 （第二地方銀行・労働金庫 信用組合の提携金融機関）	平　日	8：45～18：00	110	110
		18：00～	220	220
	土・日・祝日	終　日	220	220
上記以外の 提携金融機関	平　日	8：45～18：00	110	お取扱い していません
		18：00～	220	
	土・日・祝日	終　日	220	
ゆうちょ銀行	平　日	8：45～18：00	110	110
		18：00～	220	220
	土曜日	9：00～14：00	110	110
	上記以外の時間帯		220	220

●利用可能日・利用時間はコーナーによって異なります。
●しんきんゼロネットサービス
平日８：45～18：00の全国の信用金庫のカードによるお支払及びご入金の手数料はかかりません。
・上記以外の時間帯の利用は時間外手数料が必要となります。
・本サービスをご利用になれないしんきんＡＴＭが一部あります。
●提携金融機関のカードで、総合口座貸越取引及びカードローン取引の場合、提携金融機関のご都合により、ご利用明細票に記載される手数料金額とお客様のご負担額が異なる場合があります。

■貸金庫使用料（年間）

（単位：円）

種類	金庫幅(cm)	金庫高さ(cm)	手数料(円)
第一種	26.5	7.6	7,920
第二種	26.5	9.6	10,560
第三種	26.5	12.9	13,200
第四種	26.5	26.1	23,760

■口座開設手数料

（単位：円）

対象口座	手数料
相続財産管理人口座、相続財産清算人口座、破産管財人口座、不在者財産管理人口座（既存口座を名義変更する場合を含みます）	1口座につき 11,000

■窓口両替手数料　（現金払戻し時に金種を指定される場合を含みます。）

（単位：円）

紙幣・硬貨の合計枚数	手数料
1枚　～　50枚	無料
51枚　～　500枚	550
501枚　～　1,000枚	1,100
1,001枚　～　1,500枚	1,650
以降500枚ごとに(1枚～500枚増加につき)550円加算	

●手数料はご利用１件あたりの金額です。
●紙幣・硬貨の合計枚数は、お客様からのお持込み枚数、またはお持帰り枚数のいずれか多いほうとさせていただきます。
●お客様への訪問時のご両替も同様のお取り扱いとさせていただきます。
●給与および賞与資金のお引出し、同一金種の新券への両替、汚損した現金の交換、記念硬貨の交換についてはこれまでどおり無料とさせていただきます。
●「金種指定がある預金払戻請求書・小切手」につきましては、両替手数料がかかります。（金種指定がある複数枚の払戻請求書がある場合、紙幣・硬貨の枚数を合算いたします。ただし、一万円券は両替枚数には含みません。）

■両替機利用手数料　（両替機設置店舗のみ）

（単位：円）

両替後のお受取枚数	手数料
1枚　～　50枚　※9	200
51枚　～　500枚	200
501枚　～　1,000枚	300
1,001枚以上	400

●手数料はご利用１回あたりの金額です。
●両替後のお受取枚数は紙幣と硬貨の合計受取枚数となります。
●１回あたりのお取引の限度枚数は１，６００枚となります。
●手数料のお支払いは、１００円硬貨でお支払いいただくことになりますので、あらかじめ１００円硬貨をご用意ください。

※9. 当金庫キャッシュカードをご利用いただくことにより、お一人様１日１回５０枚まで両替機利用手数料を無料とさせていただきます。

■硬貨入金手数料

（単位：円）

硬貨入金枚数	手数料
1枚　～　100枚	無料
101枚　～　1,000枚	550
1,001枚　～　2,000枚	1,100
2,001枚　～　3,000枚	1,650
以降1,000枚ごとに(1枚～1,000枚増加につき)550円加算	

●寄付金・募金・義援金口座への入金・振込は手数料の対象外です。
●複数回に分けて取引される場合は、合計の枚数を取り扱い枚数とさせていただきます。
●硬貨枚数を確認した後に取引を取り止める場合も手数料をいただきます。
●振込、公共料金振込、国庫金を除く税金振込及び各種手数料の払い込みも対象となります。

●手数料は消費税を含みます。
●令和6年7月1日現在の手数料であり、変更している場合があります。ご利用の際は、窓口、当金庫ホームページ等でご確認ください。

中央しんきんと地域社会　ふるさとと、よろこびを、ともに

◆地域経済活性化への取組みについて

中央しんきんは、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切なご預金を、地元で資金を必要とされるお客様にご融資を行い、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツ振興など幅広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

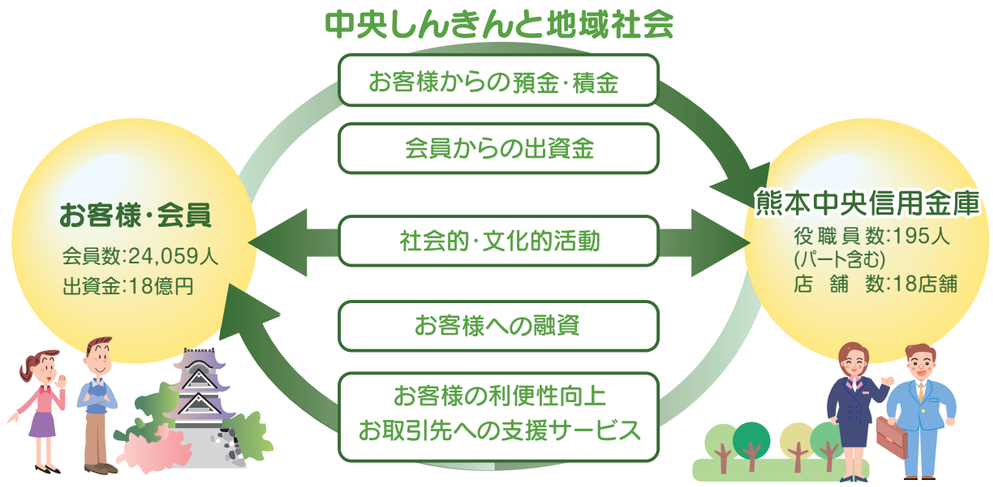

お客様の預金について

中央しんきんの令和６年３月末の預金残高は、2,069 億円です。

地元の皆様からの信頼のバロメーターである預金残高は、安定して推移しております。

預金残高
2,069億円

●預金残高の推移

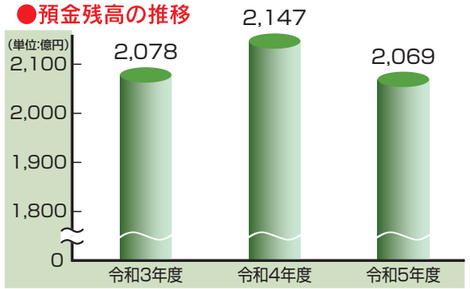

お客様への融資について

お客様からお預入れいただいたご預金は、地域経済の活性化と円滑な資金供給に資するため地域に還元しております。また、特定の業種に偏らないよう、バランスのとれた融資を心がけております。

貸出金残高
1,056億円

●貸出金業種別構成

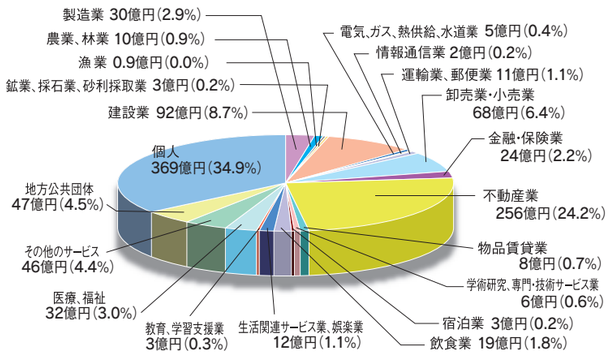

融資以外の運用について

中央しんきんは、お客様のご預金をご融資による運用の他に、預け金や有価証券等により運用を行っております。

なお、有価証券の運用については、安全性の高い債券を中心とした資産運用に努めております。

預け金残高	有価証券残高
607億円	**422**億円

●有価証券残高構成

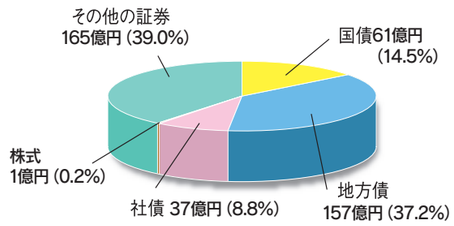

今期決算に関する事項

令和５年度決算についても、貸出金残高の増加や効率的な市場運用などにより収益確保を図りました。その結果、496百万円の業務純益、本業の利益を示すコア業務純益は 496百万円を計上しました。なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、国内基準の 4%を上回る 10.20%となっております。

今後も環境の変化に柔軟に対応し、経営資源の有効活用と再配分を進めながら安定的な収益確保に努め、地域の皆様の期待と信頼に応えられる態勢づくりに努めてまいります。

業務純益	496百万円
コア業務純益	496百万円
経常利益	603百万円
当期純利益	406百万円
自己資本比率	10.20%

地域のお取引先への支援について

当金庫は、中小企業経営強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けております。

「経営革新等支援機関」は、多様化・複雑化する中小企業の方の経営課題に対し事業計画の策定・支援などの専門性の高いご支援を行うものです。

当金庫は、「経営革新等支援機関」として、これからも中小企業の皆様の支援に積極的に取り組んでまいります。

文化的・社会的・地域貢献活動について

中央しんきんでは、金融を通じての「経済的貢献」だけでなく、「文化的貢献」「社会的貢献」を行う責任を有していると考え、地域貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

主な地域貢献活動

- 地域の祭り・イベントへの参加
- 地域の清掃活動
- 使用済み切手の寄贈
- 貯蓄教育を兼ねた幼稚園・保育園への訪問
- 地域の文化・芸術・スポーツの振興
- インターンシップの受け入れ
- 地元プロスポーツチームへの協賛
- etc・・・

活動内容の詳細は 20 21 ページをご覧ください。

地域のお取引先への支援・地域活性化への取組み

地域貢献活動

地域の祭り・イベントへの参加

地域金融機関として地元を盛り上げるため、各地域の祭り・イベントに積極的に参加しています。

《これまでの各地域の祭り・イベントへの参加》

火の国まつり総踊り参加<熊本市内店舗等>
恋龍祭市民総踊り参加<水俣支店>
津奈木町夏祭り参加<津奈木支店>
湯の香祭りへの出店<佐敷支店>
芦北町民総踊り参加<佐敷支店>
八代妙見祭神幸行列への参加<八代地区店舗>
八代くま川祭り総踊り参加<八代地区店舗>
金毘羅夏祭り参加<人吉支店>
錦町夏祭り参加<錦支店>
錦町ふるさと祭り参加<錦支店>
玉名菖蒲祭参加、運営協力活動<玉名支店>
西部商店街「ザ・夜市」への出店、運営協力<西部支店>
長洲祇園祭参加<長洲支店>
のしこら祭参加<長洲支店>
日吉校区夏祭り参加<平田支店>
荒尾市荒炎祭への参加<荒尾支店、中央支店>
御立岬ビーチサッカーフェスティバル参加
芦北うたせマラソン大会参加
横島町いちごマラソン大会参加

地域の清掃活動

各店舗において、地域の清掃活動を積極的に行っています。人吉支店の「水の手橋清掃活動」は、第２回信用金庫社会貢献賞において、特別賞を受賞しています。

《各地域の清掃活動》

地域清掃活動<水俣支店>
支店前から本町3丁目アーケードまでの清掃活動<八代支店>
湯浦川清掃<佐敷支店>
水の手橋の清掃活動<人吉支店>
モア商店街の清掃活動<中央支店>
熊本市託麻商工会主催「クリーン作戦」
（地域の清掃奉仕活動）<戸島支店>
玉名法人会荒尾支部の万田坑清掃活動参加<荒尾支店>

使用済切手の寄贈

毎年、全役職員で集めた使用済み切手を熊本善意銀行に寄贈しています。

貯蓄教育を兼ねた幼稚園･保育園への訪問

貯蓄教育を兼ねた幼稚園、保育園の訪問を随時行っています。

地域の文化･芸術･スポーツの振興

平成7年から地域アマチュアスポーツの普及と健全な発展に寄与するために、水俣市軟式野球連盟が主催する「熊本中央信用金庫旗争奪軟式野球大会」の後援を行っております。

本大会は、熊本県南部地区の軟式野球シーズンの開幕戦として定着し、毎回多数のチームの参加があり、地域の中での親睦･交流を深める機会として、地元の方々からも親しまれております。

インターンシップの受け入れ

大学生や高校生を対象とした「インターンシップ（就業体験）」を平成10年度から実施し、信用金庫の役割や業務についての理解を深めてもらい、営業店や本部の現場視察も行っています。

年金相談

年金をお受け取りの方、これから受け取り予定の方を対象とした年金相談をお受けしています。

地元プロスポーツチームへの協賛

地元熊本に拠点を置くプロスポーツチーム「ロアッソ熊本」、「熊本ヴォルターズ」、「火の国サラマンダーズ」に協賛しています。

地域に根ざし、熊本を盛り上げるプロスポーツチームであり、地域活性化を目指す取組みに賛同し、地域貢献活動の一環としてスポンサー契約を結び、協賛･応援しています。

ロアッソ熊本　　熊本ヴォルターズ　　火の国サラマンダーズ

金融仲介の取組みについて
（中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況）

１．中小企業の経営支援に関する取組み方針

熊本中央信用金庫（以下「当金庫」という。）は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注してまいります。

取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

２．中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

（1）態勢整備を図るために基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等を行っています。
（2）お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の融資部に経営相談課を設置しています。
（3）お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、職員に対し、審査能力向上の研修を実施しています。
（4）営業店において、お客様を定期的に訪問し、経営相談及び財務内容改善等の相談業務を行っています。
（5）貸付条件の変更等に関する苦情窓口を総務部法務課、相談窓口を融資部としています。

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っておられるお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

３．中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

・創業関連の熊本県制度融資、当金庫一般融資の利用促進を図りました。
・日本政策金融公庫と連携し、新規創業者がワンストップで創業相談、事業計画の策定及び資金調達を可能とする体制を整備しております。

● 令和5年度　創業・新事業支援融資実績　15件　45百万円　創業・新事業支援先数　15先

②経営改善・事業再生支援

熊本県よろず支援拠点無料出張相談会

熊本県よろず支援拠点のコーディネーターを招聘し、創業支援を含めた無料の経営相談会を実施しました。この相談会は、「熊本県よろず支援拠点」と連携して行っております。当金庫の中小企業診断士とコーディネーターが経営の多岐にわたる相談に対応しております。

≪個別相談会の実施状況≫

	平成27年2月～令和6年3月までの累計	令和5年度
相談会実施回数	290回	34回
延べ参加先数	1,204先	186先
参加先数	393先	111先

経営改善支援対象先へのサポート

お客様の経営課題に応じて外部機関や外部専門家と連携して支援を行っております。

≪外部機関連携状況≫

熊本県中小企業活性化協議会	4先
経営支援ネットワーク	9先
熊本県事業承継・引継ぎ支援センター	3先

③成長段階における支援・地域活性化に関する取組み状況

よろず支援拠点と連携した経営相談支援

補助金・助成金、新商品開発、EC サイト展開、SNS 活用による広告宣伝等、事業者が抱える様々な課題について、よろず支援拠点コーディネータと連携して解決・支援に取り組んでいます。

コロナ禍で影響を受けた事業者への支援金・補助金申請支援

事業再構築補助金のほか、「緊急事態措置またはまん延防止等重点措置」の影響により売上が減少した事業者へ給付される一時支援金、月次支援金および事業復活支援金の申請支援に取り組み、中小事業者の事業継続と立て直しを支援しました。

経営課題の共有で事業者の経営課題解決を支援

事業者向け案内資料「課題解決ラインナップ」を通じて中小事業者の経営課題を共有し、課題解決策を提案・実行することで中小事業者の経営課題の解決に取り組んでいます。

IT 導入補助金の申請支援による中小事業者 DX 促進支援

リコージャパンと連携し、IT 導入補助金の申請支援を通じて、中小事業者の DX と業務改善を支援しています。

ホームページ作成パッケージサービス「digipa」による WEB 活用支援

ホームページ作成パッケージサービス「digipa」を運営する（株）熊日デジタルと連携し、ホームページに関する中小事業者の課題を解決し、集客や WEB 広告など新たなホームページ活用を提案しています。

デジタルコンテンツ導入による中小企業者 DX 促進支援

DX 対応に課題をお持ちの中小事業者へジョーツー（株）と連携し、デジタルコンテンツ導入による業務効率化を支援しています。

地域医療の継続支援

当金庫、（株）みずほ銀行、および総合メディカル（株）の 3 社協同で医療事業者の医業継承を支援しています。

中小事業者への販路拡大支援

●くまもと復興応援プロジェクト

中小企業・小規模事業者等の商品開発力と販売力向上の支援及び熊本地震、令和２年７月豪雨の甚大な被害、さらにはコロナ感染症流行の影響など様々な課題を抱えておられる事業者様の支援を目的として、ＪＲ九州リテール、熊日広告社および熊日グループと連携し、販路拡大を目的として商談会や販売会で、商品の魅力をどのように伝えるかを学ぶセミナーを開催しました。地球環境にやさしい持続可能な社会を目指すSDGs を意識した商品ブラッシュアップや「熊本の玄関口」である熊本駅前広場を活用したマルシェ店頭販売、販売拠点の確保など、商品の魅力をわかりやすく訴求するノウハウを学んでいただくことで、EC サイト掲載や大手バイヤー企業との商談会を実現しました。

●よい仕事おこしネットワーク「お取り寄せガイド」の活用による販売支援

よい仕事おこしネットワークの「お取り寄せガイド」にコロナ禍の影響で甚大な被害を受けている事業者の商品や観光施設を無料掲載し、販売促進を支援しています。

●「コロナ禍復興応援商談会（オンライン）」商談会を開催

コロナ禍の影響を受けている事業者の販路創出を支援するため、「よい仕事おこしネットワーク」を通じた「被災地復興応援グルメカタログ掲載商品」の募集、ＥＣサイト掲載商品募集など、大手バイヤー企業とのオンライン商談会を開催しました。

●日本フルハップ 名産品紹介サイト「ふるさとはっぴー市場」への商品掲載を通じた事業者支援

公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（略称：日本フルハップ）が地域の中小企業を支援する取組みとして、地域振興の要となる「食に関わる事業者」を対象に、インターネット上でご当地グルメ商品の情報を発信する紹介サイト「ふるさとはっぴー市場」への商品掲載を支援しています。

人材採用支援

●パーソルホールディングスと連携した人材採用支援

信金中央金庫を通じて大手総合人材サービス企業のパーソルホールディングス㈱と提携しており、当グループ会社が提供する中途採用関連サービス「ミイダス」および新卒採用関連サービス「dodaキャンパス」を紹介することで、事業者の人材採用を支援しています。

●みらいワークス社（スキルシフト）と連携した副業人材活用

リアルまたはオンラインセミナーを通じて都市部で高度なスキルを持つ人材を「副業人材」として活用する機会を提供することで、事業者の課題解決を支援しています。

●熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携

経営者の右腕や後継者、経営企画、新製品開発等に資する人材、いわゆる「プロフェッショナル人材（プロ人材）」の採用を通じて事業者の課題解決を支援しています。さらにプロベースとよろず支援拠点、地域金融機関が連携した「地域中小企業人材確保支援事業」の実証事業に参画しています。

信金中央金庫と連携した地域支援・販路拡大支援

●信金中央金庫およびしんきん地域創生ネットワークとの連携による販路拡大支援

信金中央金庫のビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」の活用や信金中央金庫が設立した地域商社「しんきん地域創生ネットワーク」と連携し、「商品開発」から「販売機会」までの商流上における課題解決ソリューションをワンストップで提供しています。

●人吉市「ひとよしくま熱中小学校」事業への支援・参画

地方で暮らす大人の学びの機会をつくり、地域活性化につなげるため、豪雨災害被災地である人吉市が「ひとよしくま熱中小学校」を設立するにあたって、信金中央金庫による企業版ふるさと納税の寄付先として本校の設立資金を推薦するなど、設立に向けての支援を行いました。

●信金中央金庫が紹介するバイヤー企業とのビジネスマッチングによる事業者支援

信金中央金庫が紹介する複数のバイヤー企業と連携して、ニーズに合致する商品等を取引事業者から募集する取組みを実施しました。

●「信金中央金庫優待カタログ」への商品掲載募集を通じた事業者支援

信金中央金庫の優先出資者へ贈呈される優待カタログへの商品掲載を通じて、取引先事業者の売上増加、販路拡大の支援を行いました。

SNS を活用した地域情報発信・活性化

●インスタグラムを活用した地域の情報発信

地域のお店･商品･サービスなどを金庫のSNSから情報発信し、地域活性化を促進する取組みをおこなっています。

Instagram　KUMACHU_SHINKIN

４．経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

（１）経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

○　お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、一部の例外を除き、原則として経営者保証を求めないことといたします。
○　例外として、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
○　お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
○　事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
　また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
○　お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以　上

（２）「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和４年度	令和５年度
新規に無保証で融資した件数	420 件	868 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.70%	65.46%
保証契約を解除した件数	3 件	90 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

TOPICS ふるさとと、よろこびを、ともに

令和５年４月から令和６年３月までの中央しんきんの
主な出来ごとを紹介します。

令和5年

4月4日
e-dash 株式会社との提携による脱炭素化に向けた取引先事業者へのコンサルティング支援業務開始

4月24日
玉名支店・西部支店をリニューアルし、店舗内店舗としてグランドオープン

4月25日
熊本県と「よい仕事おこしフェア実行委員会」との包括連携協定締結　（当金庫は実行委員会として参加）

4月26日
ジョウツー株式会社との提携によるＤＸ支援業務開始

5月～８月
くまもと復興応援プロジェクト関連セミナーへの参画

5月16～17日
事業者向け事業再構築補助金説明会の開催

6月1～30日
全国信用金庫協会キャンペーン『しんきん「地域応援」キャンペーン』に参加

6月1日
「創立１００周年記念定期預金『未来へのきずな』」発売

6月9日
「アーティストスポット熊本」への登録

6月15日
「信用金庫の日」、熊本善意銀行へ使用済み切手寄贈

7月20～21日
事業者向け事業再構築補助金説明会の開催

7月25日
ステップ国際協同組合との提携による「外国人技能実習生受入事業」提供開始

9月5日
熊本市との「まちなか再生プロジェクト」の連携協定締結

9月9日
第 66 回熊本県信用金庫野球大会

9月22～24日
くまもと復興応援マルシェ開催への参画

9月26日
「J-Coin Pay」利 用者の即時決済を可能とした口座振替連携開始

9月26日
株式会社みらいワークスとの「玉名市ジョブケーションプラットフォーム構築事業における副業・兼業人材活用促進支援業務」の連携開始

10月16日
株式会社バトンズとの連携による事業承継、M＆A 支援業務開始

11月6日
創立 100 周年記念式典および特別講演会の開催

11月22日
くまもと復興応援プロジェクト商談会の開催

12月11日
荒尾支店を中央支店内に移転（店舗内店舗）

12月11日
ミライズアセット株式会社への資産運用に係る顧客紹介業務開始

12月15日
みずほ銀行及び総合メディカル株式会社との「医業継承支援に関する支援業務」開始

令和6年

1月23日
オリックス自動車株式会社へのオートリース紹介業務開始

2月1日
「Ｂａｎｋ Ｐａｙ」及び「ことら送金」のサービス提供開始

3月7日
事業者向け人材セミナーの開催

3月12日
水俣市との「脱炭素の推進に向けた包括連携協定」の締結

3月25日
事業者向け省エネ・大規模成長投資補助金説明会の開催

創立100周年事業紹介

令和5年12月5日、熊本中央信用金庫はおかげさまで創立100周年を迎えることができました。
これまで支えていただいた地域の皆さまへの感謝の気持ちを込めて、創立100周年記念事業をおこないました。

創立100周年記念ロゴマーク

いつも、近くに。いつも、そばに。
未来につなぐ100周年

100th Anniversary

～水俣の高校生が創立100周年記念ロゴを制作～

100周年記念事業を彩るシンボルマークである記念ロゴの制作について、当金庫発祥の地である水俣の高校生にロゴの原案を考えていただきました。具体的には、熊本県立水俣高等学校美術部の皆さまに手書き等のイラストで７つのロゴ案を制作いただき、当金庫内で検討、絞り込んだ原案を基に100周年ロゴを決定、データ化いたしました。

完成したロゴは、令和６年3月末まで各種周年事業にて使用いたしました。令和5年1月27日、原案を考えていただいた水俣高校の生徒の皆さまへの御礼と、決定したロゴのお披露目のため水俣高校を訪問しました。記念ロゴ採用となった林亜依さんの作品を最優秀賞として、その他にも優秀であった作品を理事長賞として山下なおさんを表彰させていただきました。また、水俣高校美術部の皆さまに感謝の気持ちを込めて記念品の贈呈とサプライズで「100周年ロゴケーキ」をプレゼントさせていただきました。

【デザインメッセージ】

100の"0"の部分をリボンのようにして
熊本中央信用金庫と地域の人々の
つながりを表しました。

考案者　林　亜依さん

【当金庫からのコメント】

ロゴのカラーは金庫としてSDGsに賛同する
強い意志を、100のつながりは地域の皆さまとの
絆を大切にする当金庫の姿勢と合致しており、
これらを表しています。

令和5年1月27日水俣高校にて完成披露発表会を実施
サプライズで「100周年ロゴケーキ」をプレゼント

100周年PR事業

100周年ポスター

うちわ

エコカップ

記念シール

封筒リニューアル

名刺リニューアル

熊日新聞朝刊1面広告

Instagramカウントダウン企画

100周年カーローン

100周年記念定期預金

イベント協賛

熊本ヴォルターズ
「熊本中央信用金庫ゲームデー」開催

令和5年12月2日（土）・3日（日）

熊本県立総合体育館

熊本中央信用金庫特別協賛
「ミュシャ展」開催

令和6年2月10日～4月7日

熊本市現代美術館

ロアッソ熊本
2024 シーズン開幕戦
「熊本中央信用金庫創立
100周年記念マッチ」開催

令和6年2月25日（日）

えがお健康スタジアム

創立100周年記念式典

熊本中央信用金庫　創立100周年記念式典・講演会〈15：00～16：45〉

○開　会　の　辞　吉田常務理事
○主 催 者 挨 拶　岡本理事長
○当金庫の歩み　田中経営企画課長
○講　演　会　講師：フリーアナウンサー　本橋　馨 氏
　　演題：「ビジネス最前線～やる気みなぎる職場とは～」
○閉会の辞　田中常務理事

熊本中央信用金庫　創立100周年記念懇親会〈17：00～19：00〉

○開　　会
○総 代 挨 拶　平田支店総代　坂田　雅孝 様
○来 賓 紹 介
○お祝いの演奏　ヴィオラ＆バイオリンのデュオ（生野　正樹 様、朝来　桂一 様）
○鏡　開　き　亀萬酒造3樽
○乾　　杯　西部支店総代　吉永　正弘 様
～ 歓 談 ～
○締めの挨拶　錦支店総代　竹田　農利人 様
○閉　　会

系譜

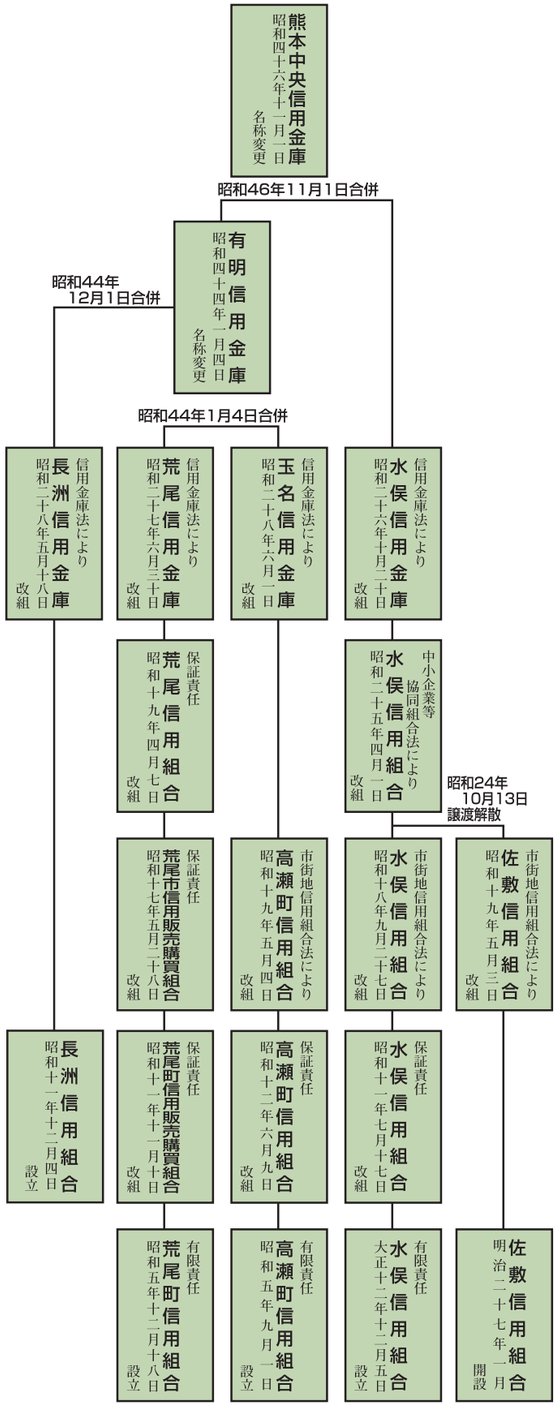

大正 12 年創立時の定款

当金庫発祥の地（現水俣市陣内）

玉名信用金庫時代

創立 40 周年記念コンサート

金庫のあゆみ

大正

12・11　水俣町役場において創立委員会を開催
12・12　水俣信用組合設立認可申請
13・1　有限責任水俣信用組合の設立認可
13・2　第一回通常総会を永楽座にて開催
組合員総数 219 名、口数 719 口
初代組合長に戸星光三選任
13・3　役員会を開催し、専務理事小笠原作太郎宅を事務所とし 4 月 1 日より事業開始を決定
13・4　有限責任水俣信用組合として事業開始
13・7　臨時総代会を開き保証責任熊本県信用組合連合会に加入。

昭和初期

昭和
2・10　戸星光三組合長辞任、宮田庄太郎第二代組合長就任
4・1　総会に代わる総代会を設ける
5・1　宮田庄太郎組合長辞任、深水吉毅第三代組合長就任
5・2　事務所を水俣町大字陣内松尾角蔵宅に移転
8・7　河川改修のため、事務所を水俣町大字江添 158 番地に移転
11・3　熊本県下産業組合大会において会長関屋延之助閣下より表彰を授賞
11・7　保証責任水俣信用組合に組織変更
18・9　市街地信用組合法による水俣信用組合に組織変更

昭和10年代

21・7　金融機関経理応急措置法により特別決算
22・7　再建整備法により旧勘定、新勘定の財産目録、貸借対照表作成
22・8　庶民金融公庫の代表業務開始
23・3　再建整備法による最終処理認可申請の認可
24・4　水俣市丸島 2342 番地に丸島支店を開設
24・10　芦北郡佐敷町大字佐敷 245 番地に佐敷支店を開設
25・4　中小企業等協同組合法による水俣信用組合に組織変更
26・3　佐敷支店事務所を芦北郡佐敷町字下 255 番地の 1 に移転
26・10　信用金庫法により組織変更し水俣信用金庫となる。理事長に深水吉毅就任
27・7　水俣市浜 2837 番地（現水俣市浜町 1 丁目 1-1）に本店を移転
27・10　深水吉毅理事長逝去。松尾角蔵第四代理事長就任
28・2　出資一口の金額を五百円に変更
28・11　中小企業金融公庫の代理業務開始
29・5　芦北郡津奈木町大字岩城 2130 番地に津奈木支店開設
内国為替業務開始
33・12　調整勘定閉鎖認可
34・10　中小企業退職金共済事業団の代理業務開始
35・11　佐敷支店事務所移転（芦北郡佐敷町佐敷下町 280 番地の 1）
36・1　全国信用金庫連合会の代理業務開始
36・4　計石出張所開設
37・7　津奈木支店新築移転（芦北郡津奈木町岩城字浜崎 2090-1）
38・9　芦北郡田浦町小田浦 1361 番地に田浦支店を開設

昭和20年代

昭和30年代

38・10　林業信用基金の代理業務開始
39・5　八代市、人吉市、八代郡、球磨郡へ地区拡張
39・5　日本不動産銀行の代理業務開始
40・4　松尾角蔵理事長辞任。藤本光男第五代理事長就任
40・9　丸島支店事務所新築落成
40・10　八代市本町 2 丁目 5 番 27 号に八代支店開設
40・12　小規模企業共済事業団の代理業務開始
41・10　田浦支店事業所新築移転（芦北郡田浦町大字小田浦字洲崎 787-27）
42・4　建築業退職金共済組合の代理業務開始
42・9　みなしん杉の子会発足
42・10　人吉市五日町 23 番地に人吉支店開設
43・2　環境衛生金融公庫の代理業務開始
日本長期信用銀行の代理業務開始
43・5　住宅金融公庫の代理業務開始
渡辺太賀次、社団法人全国信用金庫協会理事に就任（～50・3）
45・1　計石出張所廃止
45・4　八代市通町 7 番 11 号に八代出町支店を開設
45・6　宇土市、宇土郡、上益城郡、下益城郡へ地区拡張
46・6　人吉支店事務所新築移転（人吉市五日町 28 番地の 2）
46・11　有明信用金庫と合併。名称を熊本中央信用金庫に変更。地区も天草、阿蘇、菊池郡市及び鹿本郡の一部を除く県下一円となり、店舗も玉名支店、伊倉支店、西部支店、長洲支店、荒尾支店、中央支店が加わり、14 ヶ店となる。会長渡辺太賀次、理事長藤本光男就任
46・11　預金量 100 億円達成
47・5　八代支店事務所新築移転（八代市本町 3 丁目 5 番 23 号）
47・6　熊本市中唐人町 1 番地に熊本支店を開設
47・9　菊池郡市へ地区拡張
48・4　中央支店新築移転（荒尾市川登字辰崩 1868 番地 4）
48・9　医療金融公庫の代理業務開始
48・10　創立 50 周年記念式典
鹿児島県出水郡長島町へ地区拡張
49・11　日本銀行歳入代理店業務取扱い開始
50・2　清水支店開設
51・12　平田支店開設
53・9　帯山支店開設
54・5　預金量 500 億円達成

昭和 40 年代の通帳証書

昭和40年代

昭和50年代

54・2　大江支店開設
55・5　前田止第六代理事長就任
55・6　本店新築開設（熊本市大江本町）。旧本店を水俣支店に名称変更。熊本支店を唐人町支店に名称変更。大江支店廃止
56・3　全店オンライン加盟完了
56・4　新本店の建物が、熊本市優秀建築物として表彰
57・9　大牟田市へ地区拡張
59・2　両替業務開始
59・5　前田止、社団法人全国信用金庫協会理事に就任。（～63・8）
59・12　健軍支店開設
61・1　新大江支店開設
61・10　錦支店開設
62・7　玉名支店新築オープン
62・12　預金量 1,000 億円達成
63・5　第三次オンライン開始
63・8　岡本三壽男第七代理事長就任

平成

平成
元・2　信用金庫の完全週休 2 日制スタート
2・6　岱明支店開設
3・2　サンデーバンキング開始
3・5　伊倉支店新築オープン
3・7　松江支店開設
4・9　水俣支店新築オープン
5・5　山口逸雄第八代理事長就任
湯浦出張所開設
5・11　創立 70 周年記念式典
岡本三壽男元理事長が「黄綬褒章」受章
8・6　戸島支店開設
8・10　唐人町支店を本店へ統合
9・5　前田米藏第九代理事長就任
10・7　梅林文洋第十一代理事長就任
10・9　年金相談会開始
10・10　健軍支店を本店営業部に統合
11・3　郵貯 ATM 提携開始
11・6　信金テレホンバンキングサービス開始
第 2 回信用金庫社会貢献賞特別賞受賞
12・3　デビットカード取扱開始
12・12　しんきんゼロネットサービス開始
13・1　投資信託窓口販売業務開始
13・3　スポーツ振興くじ払戻し業務開始
13・4　損害保険窓口販売業務開始
13・6　均等推進企業熊本労働局長賞受賞

水俣信用金庫時代のチラシ

平成10年代

14・4　藤本正明第十二代理事長就任
14・10　生命保険窓口販売業務開始
インターネットバンキング業務開始
15・3　個人向け国債取扱い開始
15・10　丸島支店を水俣支店へ、新大江支店を本店営業部に統合
15・11　山口康博第十三代理事長就任
15・12　創立 80 周年
16・10　ビジネスマッチング交流会開催
18・6　渕上健一第十四代理事長就任
18・8　コラボ産学官熊本支部設立
20・3　渉外支援システム導入
21・6　学資保険、標準傷害保険取扱い開始
22・9　熊本県内 4 信用金庫合同第一回しんきん個別商談会ＩＮ熊本開催
23・10　田浦支店、湯浦出張所を佐敷支店へ統合
岱明支店を西部支店へ統合
24・6　沼田雄一第十五代理事長就任
24・11　山口康博元理事長が「瑞宝双光章」を受章
25・7　ロアッソ熊本への協賛
25・10　創立 90 周年記念式典・特別講演会
25・11　八代支店新築オープン
26・2　葦北鉄砲隊の活動支援を開始
26・4　渕上健一元理事長が「旭日双光章」を受章
26・10　「くまもと夢の物産市」を初開催
27・3　「くまもと県南フードバレーフェスタ」を初開催
28・4　熊本地震発生
28・11　熊本県から「ブライト企業」の認定を受ける
29・4　中央支店新築オープン
29・8　中央支店に電子記帳台を導入
30・9　熊本ヴォルターズへの協賛

平成20年代

令和

令和
元・11　通町支店を八代支店へ統合
2・5　預金量 2,000 億円達成
2・6　岡本浩幸第十六代理事長就任
2・7　熊本豪雨発生（佐敷支店、人吉支店浸水被害）
2・11　沼田雄一前理事長が「黄綬褒章」を受章
3・1　火の国サラマンダーズへの協賛
3・11　人吉支店リニューアルオープン
5・2　玉名支店を西部支店内に移転（店舗内店舗）
5・11　創立 100 周年記念式典・特別講演会
5・12　荒尾支店を中央支店内に移転（店舗内店舗）

昭和 34 年頃「定期預金抽選会」

信用金庫関連機関

信金中央金庫
～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。

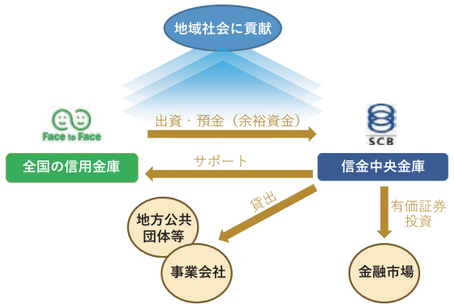

機　能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ＥＳＧ投融資等を推進しています。

グループ紹介

金融の高度化、ＩＴ技術の進展などにより金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、信金中金自体の経営基盤の強化や信用金庫の業務・経営にかかるサポートを行うため、連結子会社８社と一体となって幅広い金融サービス業務を展開しています。

- ●証券業務
  しんきん証券㈱
  信金インターナショナル㈱
- ●地域商社業務
  しんきん地域創生ネットワーク㈱
- ●海外ビジネス支援業務
  信金シンガポール㈱
- ●消費者信用保証業務
  信金ギャランティ㈱
- ●投資運用業務
  しんきんアセットマネジメント投信㈱
- ●投資・M&A仲介業務
  信金キャピタル㈱
- ●データ処理の受託業務等
  ㈱しんきん情報システムセンター
- ●事務処理の受託業務等
  信金中金ビジネス㈱

外部格付（２０２４年３月末現在）

格付会社	長期	アウトルック	短期
Ｍｏｏｄｙ’ｓ	Ａ１	安定的	Ｐ-１
Ｓ&Ｐグローバル・レーティング	Ａ	安定的	Ａ-１
格付投資情報センター	Ａ＋	安定的	－
日本格付研究所	ＡＡ	安定的	－

信金中央金庫の概要と信用金庫業界のネットワーク（２０２４年３月末現在）

日本全国に拡がる２５４の信用金庫は、約７,０００店舗のネットワークを形成しているほか、８７８万人を超える会員と１６１兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

【信金中央金庫】
証券コード　８４２１（東証上場）
資金量　３４兆円
役職員数　１，２６３人
拠点数　国内１４店舗
　　海外　６拠点

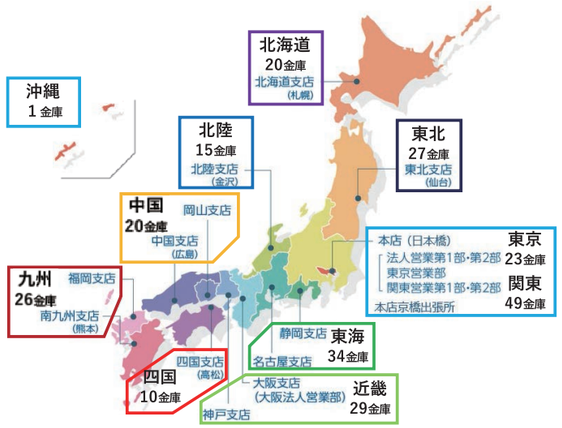

KUMAMOTO CHUO SHINKIN BANK

資 料 編

◆主要な事業に関する事項
令和5年度の事業の概況 …… 36
直近5事業年度における主要な事業の状況 …… 36
直近の2事業年度における事業の状況 …… 37

◆財産の状況
貸借対照表 …… 41
貸借対照表の注記事項 …… 42
損益計算書／損益計算書の注記事項／剰余金処分計算書 …… 45
会計監査人による監査 …… 46
財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 …… 46
役職員の報酬体系について …… 46
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全･引当状況 …… 47
有価証券の時価情報 …… 48
金銭の信託の時価情報 …… 48
デリバティブ取引の時価情報 …… 48

◆自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項
（定量的･定性的な開示）
（1）自己資本の構成に関する事項 …… 49
（2）自己資本充実度に関する事項 …… 50
（3）信用リスクに関する事項（リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） …… 50
（4）信用リスク削減手法に関する事項 …… 52
（5）派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 52
（6）証券化エクスポージャーに関する事項 …… 52
（7）出資等エクスポージャーに関する事項 …… 53
（8）リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 53
（9）金利リスクに関する事項 …… 54

主要な事業に関する事項

令和5年度の事業の概況

当期の預金積金は、前期比7,772百万円、3.61%減少し、206,987百万円となりました。うち、要求性預金は、前期比2,479万円、2.30%増加し、110,158百万円、定期性預金は、前期比10,251百万円、9.57%減少し、96,829百万円となりました。

貸出金は、前期比255百万円、0.24%減少し、105,641百万円となりました。うち、事業性融資は、前期比1,278百万円、1.96%減少し、63,926百万円となりました。また、個人向け融資は、前期比1,185百万円、3.31%増加し、36,933百万円、地方公共団体向け融資は、前期比164百万円、3.31%減少し、4,781百万円となりました。貸出金の約定平均金利は、0.050ポイント低下し、2.238%となりました。

これらの結果、預貸率は、1.73ポイント上昇し、51.03%となりました。

損益については、業務収益は、前期比10百万円、0.32%増加し、3,184百万円となりました。業務費用は、前期比22百万円、0.82%増加し、2,687百万円となりました。これらの結果、業務純益は、11百万円、2.32%減少し、496百万円となりました。また、経常利益は、前期比102百万円、20.40%増加し、603百万円となりました。当期純利益は、前期比46百万円、12.80%増加し、406百万円となりました。

諸利回りの資金運用利回りは、貸出金利回り、有価証券利回りは低下したものの預け金利回りが上昇したため、0.12ポイント上昇し、1.34%となりました。預金原価率は、前期比0.07ポイント上昇し、1.01%となりました。これらの結果、預金貸出金利鞘は、前期比0.11ポイント低下し、1.34%、総資金利鞘は、前期比0.01ポイント上昇し、0.33%となりました。

直近の5事業年度における主要な事業の状況

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
経常収益	3,476,980	3,566,808	3,292,124	3,186,882	3,320,362	千円
経常利益	504,412	290,923	536,360	501,452	603,758	千円
当期純利益	313,937	258,868	467,307	360,420	406,564	千円
出資総額	1,869	1,874	1,880	1,880	1,861	百万円
出資総口数	3,739	3,749	3,761	3,760	3,723	千口
純資産額	8,819	8,794	8,299	7,108	7,174	百万円
総資産額	211,804	241,300	241,644	224,962	216,853	百万円
預金積金残高	193,443	204,862	207,889	214,759	206,987	百万円
貸出金残高	96,498	104,564	104,378	105,897	105,641	百万円
有価証券残高	44,973	45,685	45,855	44,344	42,258	百万円
単体自己資本比率	8.58	9.14	9.23	9.76	10.20	%
出資に対する配当金	10	10	10	10	10	円
役職員数	194	181	189	184	178	人

直近の2事業年度における事業の状況

■業務粗利益

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	2,857,149	2,870,732
資金運用収益	2,875,896	2,889,121
資金調達費用	18,747	18,388
役務取引等収支	△241,810	△278,728
役務取引等収益	278,165	260,750
役務取引等費用	519,976	539,479
その他の業務収支	19,697	34,137
その他業務収益	19,724	34,221
その他業務費用	27	84
業務粗利益	2,635,036	2,626,140
業務粗利益率	1.12 %	1.21 %

（注）1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高 ×100

■業務純益

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度
業務純益	508,533	496,722
実質業務純益	550,540	496,722
コア業務純益	546,290	496,722
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	546,290	498,903

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■利鞘

（単位：%）

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.22	1.34
資金調達原価率	0.90	1.01
総資金利鞘	0.32	0.33

■資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	235,084	215,386	2,875,896	2,889,121	1.22	1.34
うち貸出金	104,336	105,120	2,494,571	2,477,148	2.39	2.35
うち預け金	82,766	63,503	78,283	142,470	0.09	0.22
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	47,164	45,943	282,740	249,199	0.59	0.54
資金調達勘定	231,319	211,612	18,747	18,388	0.00	0.00
うち預金積金	219,552	210,273	16,196	16,182	0.00	0.00
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借用金	11,587	1,180	2,093	1,732	0.01	0.14
うちコマーシャルペーパー	－	－	－	－	－	－

■受取利息及び支払利息の対前年度増減

（単位：千円）

	令和4年度			令和5年度		
	残高による影響	利率による影響	純増減	残高による影響	利率による影響	純増減
受取利息	△ 53,461	14,660	△ 38,801	△ 87,275	100,499	13,224
うち貸出金	16,203	△ 38,355	△ 22,152	19,485	△ 36,908	△ 17,423
うち預け金	△ 4,232	13,864	9,632	△ 12,987	77,174	64,187
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	6,788	△ 33,069	△ 26,281	△ 7,173	△ 26,367	△ 33,540
支払利息	△ 1,595	0	△ 1,595	△ 358	0	△ 358
うち預金積金	696	△ 1,920	△ 1,224	△ 13	0	△ 13
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借用金	445	△ 819	△ 374	52	△ 413	△ 361
うちコマーシャルペーパー	－	－	－	－	－	－

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法で算出しております。

■総資産利益率

（単位：%）

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率（又は損失率）	0.20	0.27
総資産当期純利益率（又は損失率）	0.14	0.18

（注） 総資産経常（当期）利益率（又は損失率） $= \dfrac{\text{経常（当期）利益（又は損失）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$

■定期預金残高

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
定期預金	98,671	89,597
固定金利定期預金	98,670	89,596
変動金利定期預金	1	1

■預金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	107,554	109,422
うち有利息預金	97,163	99,941
定期性預金	111,507	100,354
うち固定自由金利定期預金	102,763	92,482
うち変動自由金利定期預金	1	1
その他	490	496
小計	219,552	210,273
譲渡性預金	−	−
合計	219,552	210,273

■貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
金利区分別合計		105,897	100.00		105,641	100.00
変動金利		63,140	59.62		63,369	59.98
固定金利		42,757	40.37		42,272	40.01
使途別合計		105,897	100.00		105,641	100.00
設備資金		56,252	53.11		56,780	53.74
運転資金		49,645	46.88		48,861	46.25
業種別合計	13,394	105,897	100.00	13,085	105,641	100.00
製造業	157	3,160	2.98	158	3,075	2.91
農業、林業	102	923	0.87	106	1,040	0.98
漁業	14	72	0.06	18	96	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	5	368	0.34	5	308	0.29
建設業	549	10,335	9.75	553	9,275	8.77
電気・ガス・熱供給・水道業	17	399	0.37	24	500	0.47
情報通信業	8	243	0.22	9	247	0.23
運輸業、郵便業	55	1,278	1.20	58	1,170	1.10
卸売業、小売業	519	7,201	6.80	483	6,846	6.48
金融業、保険業	26	1,692	1.59	26	2,424	2.29
不動産業	433	26,241	24.77	444	25,638	24.26
物品賃貸業	11	879	0.83	10	816	0.77
学術研究、専門・技術サービス業	67	781	0.73	56	682	0.64
宿泊業	10	291	0.27	10	305	0.28
飲食業	259	2,229	2.10	241	1,977	1.87
生活関連サービス業、娯楽業	185	1,531	1.44	174	1,240	1.17
教育、学習支援業	19	357	0.33	18	369	0.34
医療、福祉	105	3,437	3.24	102	3,247	3.07
その他のサービス	257	3,777	3.56	259	4,662	4.41
小計	2,798	65,204	61.57	2,754	63,926	60.51
地方公共団体	10	4,945	4.66	10	4,781	4.52
個人	10,586	35,748	33.75	10,321	36,933	34.96

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金科目別平均残高

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	3,699	3,703
証書貸付	96,721	96,581
当座貸越	3,426	4,402
割引手形	488	432
合計	104,336	105,120

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	−	−
有価証券	−	−
動産	−	−
不動産	434	379
その他	−	−
計	434	379
信用保証協会・信用保険	−	−
保証	0	0
信用	130	107
合計	565	487

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	1,491	1,323
有価証券	−	−
動産	−	−
不動産	24,757	23,260
その他	−	−
計	26,248	24,584
信用保証協会・信用保険	31,831	30,264
保証	18,426	18,537
信用	29,390	32,255
合計	105,897	105,641

■預貸率

（単位：百万円、%）

		令和4年度	令和5年度
貸出金（期末残高）（A）		105,897	105,641
預金（期末残高）（B）		214,759	206,987
預貸率	（A／B）	49.30	51.03
	期中平均	47.52	49.99

（注）預金には定期積金を含んでおります。

■預証率

（単位：百万円、%）

		令和4年度	令和5年度
有価証券（期末残高）（A）		44,344	42,258
預金（期末残高）（B）		214,759	206,987
預証率	（A／B）	20.64	20.41
	期中平均	21.48	21.84

（注）預金には定期積金を含んでおります。

■商品有価証券の種類別平均残高……該当ありません

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	令和4年度								令和5年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2,411	3,128	−	−	−	3,221	−	8,761	2,204	903	−	−	−	3,055	−	6,163
地方債	2,308	2,320	3,305	3,771	3,820	−	−	15,526	1,102	2,003	4,967	2,540	5,134	−	−	15,747
短期社債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
社債	−	1,110	200	−	190	2,294	−	3,795	−	1,303	−	−	191	2,227	−	3,722
株式	−	−	−	−	−	−	95	95	−	−	−	−	−	−	107	107
外国証券	−	400	−	−	400	1,700	3,327	5,827	−	400	−	−	400	1,700	4,057	6,557
その他の証券	−	−	−	−	−	−	10,337	10,337	−	−	−	−	−	−	9,959	9,959

■有価証券期末残高・平均残高

（単位：百万円）

区分		令和4年度		令和5年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	8,761	9,802	6,163	8,042
	合計	8,761	9,802	6,163	8,042
地方債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	15,526	16,398	15,747	15,802
	合計	15,526	16,398	15,747	15,802
短期社債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−
政府保証債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	3,605	3,699	3,530	3,699
	合計	3,605	3,699	3,530	3,699
公社公団債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−
金融債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−
事業債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	190	199	191	199
	合計	190	199	191	199
新株予約権付社債	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−
株式	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	95	88	107	88
	合計	95	88	107	88
外国証券	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	2,500	2,269	2,500	3,416
	その他の目的	3,327	2,968	4,057	2,968
	合計	5,827	5,238	6,557	6,385
その他の有価証券	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	10,337	11,737	9,959	11,724
	合計	10,337	11,737	9,959	11,724
貸付有価証券	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	−	−	−	−
	その他の目的	−	−	−	−
	合計	−	−	−	−
計	売買目的	−	−	−	−
	満期保有目的	2,500	2,269	2,500	3,416
	その他の目的	41,844	44,894	39,758	42,527
	合計	44,344	47,164	42,258	45,943

財産の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

■貸借対照表

（単位：百万円）

「資産」科目	令和4年度（5年3月末）	令和5年度（6年3月末）
（資産の部）		
現金	2,400	2,146
預け金	66,657	60,755
有価証券	44,344	42,258
国債	8,761	6,163
地方債	15,526	15,747
社債	3,795	3,722
株式	95	107
その他の証券	16,164	16,517
貸出金	105,897	105,641
割引手形	645	465
手形貸付	3,853	4,422
証書貸付	97,593	96,153
当座貸越	3,805	4,600
その他資産	1,106	1,419
未決済為替貸	71	72
信金中金出資金	816	1,106
未収収益	169	178
その他の資産	48	61
有形固定資産	4,553	4,309
建物	832	813
土地	3,377	3,199
リース資産	81	54
その他の有形固定資産	261	241
無形固定資産	36	22
ソフトウェア	19	9
リース資産	0	0
その他の無形固定資産	16	13
前払年金費用	166	175
繰延税金資産	177	119
債務保証見返	565	487
貸倒引当金	△943	△483
（うち個別貸倒引当金）	(△778)	(△381)
資産の部合計	224,962	216,853

「負債及び純資産」科目	令和4年度（5年3月末）	令和5年度（6年3月末）
（負債の部）		
預金積金	214,759	206,987
当座預金	2,944	2,332
普通預金	102,605	106,453
貯蓄預金	280	268
通知預金	947	765
定期預金	98,671	89,597
定期積金	8,409	7,232
その他の預金	901	337
借用金	1,277	1,035
借入金	1,277	1,035
その他負債	510	451
未決済為替借	53	87
未払費用	75	64
給付補てん備金	1	0
未払法人税等	70	22
前受収益	57	60
払戻未済金	7	17
払戻未済持分	−	0
職員預り金	94	97
リース債務	75	50
その他の負債	75	49
賞与引当金	140	141
役員賞与引当金	4	4
役員退職慰労引当金	62	77
その他の引当金	32	21
再評価に係る繰延税金負債	501	472
債務保証	565	487
負債の部合計	217,854	209,678
（純資産の部）		
出資金	1,880	1,861
普通出資金	1,880	1,861
利益剰余金	6,361	6,807
利益準備金	1,608	1,645
その他利益剰余金	4,753	5,162
特別積立金	4,023	4,323
（特別変動積立金）	(2,750)	(3,050)
当期未処分剰余金	730	839
処分未済持分	△1	△0
会員勘定合計	8,240	8,668
その他有価証券評価差額金	△2,129	△2,414
土地再評価差額金	997	921
評価・換算差額等合計	△1,132	△1,493
純資産の部合計	7,108	7,174
負債及び純資産の部合計	224,962	216,853

（注）
1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．有形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　　3年～50年
　　その他　　2年～45年
4．無形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は、定額法により償却しております。
　なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
　なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
6．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1，928百万円であります。
7．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
　数理計算上の差異　　各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理（又は損益処理）
　また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
　なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
　　年金資産の額　　1，680，937百万円
　　年金財政計算上の給付債務の額　　1，770，192百万円
　　差引額　　△89，255百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
　　［令和5年3月分］　　0．1736％
③補足説明
　上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147，969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金9百万円を費用処理しております。
　なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．その他の引当金に含まれる睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12．その他の引当金に含まれる偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13．役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
　為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15．会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
　　貸倒引当金　　483百万円
　貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
　主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
　なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額104百万円
17．有形固定資産の減価償却累計額3，092百万円
18．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
　　破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　　460百万円
　　危険債権額　　799百万円
　　三月以上延滞債権額　　15百万円
　　貸出条件緩和債権額　　11百万円
　　合計額　　1，287百万円
　破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
　危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
　三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
　なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19．ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、263百万円であります。
20．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は465百万円であります。
21．担保に供している資産は次のとおりであります。
　　担保に供している資産
　　有価証券　　300百万円
　　定期預け金　　3，000百万円
　　担保資産に対応する債務
　　預金　　73百万円
　　借用金　　1，035百万円
　上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預け金5，000百万円を差し入れております。また、熊本県、熊本市等の収納代理等の取引の担保として、定期預け金2百万円を差し入れております。
22．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
　　再評価を行った年月日　平成10年3月31日
　　同法律第3条第3項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1，482百万円
23．出資1口当たりの純資産額　1，928円00銭
24．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
　当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
　このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
　当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
　また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
　これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
　一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
　また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
　当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
　これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
　さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
　有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
　当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
　ALM に関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
　日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
　当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
　有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。
　このうち、経営企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
　これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
　当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
　当金庫では、これらの金融商品及び金融負債について、「「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
　当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
　なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1．00％上昇したものと想定した場合の経済価値は、4，585百万円減少するものと把握しております。
　当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
　また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
　当金庫は、ALM を通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
　なお、金融商品のうち貸出金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
25．金融商品の時価等に関する事項
　令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
　また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	60,755	60,752	△2
有価証券	42,214	41,908	△306
満期保有目的の債券	2,500	2,193	△306
その他有価証券	39,714	39,714	－
貸出金（*1）	105,641		
貸倒引当金（*2）	△473		
	105,258	105,258	89
金 融 資 産 計	208,139	207,919	△219
預金積金	206,987	207,004	16
借用金（*1）	1,035	1,023	△11
金 融 負 債 計	208,022	208,027	5

（*1）貸出金、借用金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）預け金
　満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
（2）有価証券
　株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
　なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については 26.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割　引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（2）借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	36
信金中央金庫出資金	1,106
組合出資金	6
合　計	1,150

非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第31号（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（期間の定めの無いもの等については除いております。）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
（1）預け金	18,002	18,500	13,000	－
（2）貸出金	18,451	35,102	23,691	22,909
（3）有価証券	3,307	9,576	8,266	6,983
満期保有目的	－	400	400	1,700
その他有価証券	3,307	9,176	7,866	5,283
合　計	39,760	63,178	44,957	29,892

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（期間の定めの無いもの等については除いております。）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
（1）預金積金	80,160	15,796	3	50
（2）借用金	－	60	975	－
合　計	80,160	15,856	978	50

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	200	200	0
合　計	200	200	0

時価が貸借対照表計上額を超えないもの　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	2,300	1,992	△307
合　計	2,300	1,992	△307

その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
株式	70	52	18
債券	8,028	8,000	28
国債	3,108	3,100	7
地方債	3,916	3,900	16
社債	1,003	1,000	3
その他	2,101	1,840	260
合　計	10,201	9,893	307

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
株式	－	－	－
債券	17,604	18,416	△811
国債	3,055	3,516	△460
地方債	11,830	12,000	△169
社債	2,718	2,900	△181
その他	11,909	13,820	△1,910
合　計	29,513	32,236	△2,722

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、２６，４１６百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが９，２７０百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	151百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	39百万円
減価償却損金算入限度額超過額	54百万円
その他有価証券評価差額金	667百万円
減損損失	11百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	1,004百万円
評価性引当額	△836百万円
繰延税金資産合計	167百万円

繰延税金負債

前払年金費用	48百万円
繰延税金負債合計	48百万円
繰延税金資産の純額	119百万円

29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	3百万円
契約負債	－百万円

■損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和4年度 (4.4.1~5.3.31)	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)
経常収益	**3,186,882**	**3,320,362**
資金運用収益	**2,875,896**	**2,889,121**
貸出金利息	2,494,571	2,477,148
預け金利息	78,283	142,470
有価証券利息配当金	282,740	249,199
その他の受入利息	20,301	20,302
役務取引等収益	**278,165**	**260,750**
受入為替手数料	72,035	70,381
その他の役務収益	206,129	190,369
その他業務収益	**19,724**	**34,221**
国債等債券売却益	4,250	－
その他の業務収益	15,474	34,221
その他経常収益	**13,095**	**136,268**
貸倒引当金戻入益	－	121,800
償却債権取立益	2,799	2,381
株式等売却益	365	－
その他の経常収益	9,930	12,086
経常費用	**2,685,430**	**2,716,603**
資金調達費用	**18,747**	**18,388**
預金利息	15,822	15,941
給付補てん備金繰入額	374	241
借用金利息	2,093	1,732
その他の支払利息	456	473
役務取引等費用	**519,976**	**539,479**
支払為替手数料	43,778	43,029
その他の役務費用	476,197	496,450

科　目	令和4年度 (4.4.1~5.3.31)	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)
その他業務費用	**27**	**84**
その他の業務費用	27	84
経費	**2,101,474**	**2,146,611**
人件費	1,262,459	1,283,301
物件費	750,624	768,693
税金	88,390	94,616
その他経常費用	**45,205**	**12,039**
貸倒引当金繰入額	23,307	－
貸出金償却	5,863	－
その他の経常費用	16,035	12,039
経常利益	**501,452**	**603,758**
特別利益	**23,509**	**17,357**
固定資産処分益	17	17,357
その他の特別利益	23,491	－
特別損失	**62,133**	**142,732**
固定資産処分損	1,380	7,716
減損損失	57,555	135,015
その他の特別損失	3,197	－
税引前当期純利益	**462,828**	**478,383**
法人税、住民税及び事業税	**97,320**	**42,730**
法人税等調整額	**5,086**	**29,088**
法人税等合計	**102,407**	**71,818**
当期純利益	**360,420**	**406,564**
繰越金（当期首残高）	**328,532**	**336,187**
特別変動積立金取崩額	**－**	**20,000**
土地再評価差額金取崩額	**41,635**	**76,590**
当期末処分剰余金	**730,589**	**839,343**

（注）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額１０８円９５銭
3. 当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失（千円）
熊本市	営業店（清水支店）	土地	55,374
熊本市	遊休（庫宅跡地）	土地建物等	79,641

当金庫は、管理会計上の最小区分である営業店単位（預金特化型、店長兼任店舗は母店と合算）でグルーピングを行っております。また、本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期に移転を決議した店舗、及び売却を決議したものの時価が帳簿価額に満たない遊休資産の一部につき、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額１３５，０１５千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額（不動産鑑定士による鑑定評価額）によっております。

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、２６０，７５０千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　目	令和4年度（4.4.1～5.3.31）	令和5年度（5.4.1～6.3.31）
当期末処分剰余金	**730,589**	**839,343**
剰余金処分額	**394,401**	**528,001**
利益準備金	37,000	41,000
（普通）出資に対する配当金	（年2%）37,401	（年2%）37,001
特別積立金	320,000	450,000
（うち特別変動積立金）	320,000	450,000
次期繰越金	**336,187**	**311,342**

会計監査人による監査

令和6年6月27日開催の第80期総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下､｢財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和６年６月２７日
熊本中央信用金庫
理事長岡本浩幸

報酬体系について

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

（2）令和５年度における対象役員に対する報酬等の支払総額　（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98

（注）1．対象役員に該当する理事は６名、監事は１名です。
2．上記の内訳は、「基本報酬」82 百万円、「賞与」15 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年３月 29 日付金融庁告示第 22 号）第２条第１項第３号及び第６号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和５年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」は 、令和５年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．令和５年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

債権の区分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	934	460
危険債権	981	799
要管理債権	30	27
3ヶ月以上延滞債権	12	15
貸出条件緩和債権	18	11
小　計（A）	1,947	1,287
保全額（B）	1,715	1,103
個別貸倒引当金（C）	754	372
一般貸倒引当金（注）（D）	5	4
担保・保証等（E）	955	727
保全率（B）／（A）（%）	88.10%	85.68%
引当率（（C）＋（D））／（（A）－（E））（%）	76.66%	67.12%
正常債権（F）	104,599	104,930
総与信残高（A）＋（F）	106,546	106,218

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「個別貸倒引当金」（C）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7．「一般貸倒引当金」（D）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8．「担保・保証等」（E）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9．「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸出金償却の額

■貸出金償却

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却	5,863	－

有価証券の時価情報

■売買目的有価証券……該当ありません

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区　分	令和4年度					令和5年度				
	貸借対照表計上額	時　価	差　額			貸借対照表計上額	時　価	差　額		
				うち益	うち損				うち益	うち損
国　債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社　債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	2,500	2,157	△ 342	－	342	2,500	2,193	△ 306	0	307
合　計	2,500	2,157	△ 342	－	342	2,500	2,193	△ 306	0	307

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの……該当ありません

■その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区　分	令和4年度					令和5年度				
	取得原価（償却原価）	貸借対照表計上額	評価差額			取得原価（償却原価）	貸借対照表計上額	評価差額		
				うち益	うち損				うち益	うち損
株　式	52	58	6	6	0	52	70	18	18	0
債　券	28,517	28,084	△ 433	88	521	26,416	25,633	△ 782	28	811
国　債	9,017	8,761	△ 256	39	295	6,616	6,163	△ 452	7	460
地方債	15,599	15,526	△ 73	38	111	15,900	15,747	△ 152	16	169
社　債	3,900	3,795	△ 104	11	115	3,900	3,722	△ 177	3	181
その他	15,361	13,659	△1,701	168	1,869	15,660	14,010	△1,650	260	1,910
合　計	43,930	41,802	△2,128	263	2,391	42,129	39,714	△2,414	307	2,722

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	－	－
関連法人等株式	－	－
非上場株式	36	36
組合出資金	5	6
合　計	41	43

金銭の信託の時価情報

■運用目的の金銭の信託……該当ありません

■満期保有目的の金銭の信託 ……該当ありません

■その他の金銭の信託……該当ありません

デリバティブ取引の時価情報（信用金庫法施行規則第15条の2の2第1項第5号に掲げる取引）

■ 金利関連取引……該当ありません

■ 通貨関連取引……該当ありません

■ 株式関連取引……該当ありません

■ 債券関連取引……該当ありません

■ 商品関連取引……該当ありません

■ クレジットデリバティブ取引……該当ありません

単体における事業年度の開示事項

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,203	8,631
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,880	1,861
うち、利益剰余金の額	6,361	6,807
うち、外部流出予定額（△）	37	37
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	164	102
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	164	102
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	67	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	8,434	8,733
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	36	22
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	22
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	8
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	120	127
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	157	158
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	8,277	8,575
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	79,699	78,947
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,499	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	1,499	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	5,110	5,047
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	84,810	83,995
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.76%	10.20%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第1項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

《自己資本調達手段の概要》

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,880 百万円となります。

《用語解説》【リスク・アセット】リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット･所要自己資本の額合計	79,699	3,187	78,947	3,157
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	75,469	3,018	75,829	3,033
（ⅰ）ソブリン向け	－	－	－	－
（ⅱ）金融機関向け	12,974	518	11,334	453
（ⅲ）法人等向け	8,878	355	9,054	362
（ⅳ）中小企業・個人向け	18,596	743	19,451	778
（ⅴ）抵当権付住宅ローン	826	33	1,021	40
（ⅵ）不動産取得等事業者向け	27,024	1,080	26,503	1,060
（ⅶ）三月以上延滞等	234	9	166	6
上記以外	6,935	277	8,296	331
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,644	105	3,036	121
ルック・スルー方式	2,644	105	3,036	121
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,499	59	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額	86	3	82	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	5,110	204	5,047	201
ハ. 単体総所要自己資本額	84,810	3,392	83,995	3,359

（注）１. 所要自己資本の額＝リスクアセット ×４％
２.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
３.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
４.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
５. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{<オペレーショナル･リスク（基礎的手法）の算定方法>}\quad \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

６. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 ×４％

《自己資本の充実度に関する評価方法の概要》

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別、業種別及び残存期間別＞（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランス取引		債券			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国内	205,598	197,210	106,546	106,218	28,517	26,416	794	392
国外	2,500	2,500	－	－	2,500	2,500	－	－
地域別合計	208,098	199,710	106,546	106,218	31,017	28,916	794	392
製造業	3,328	3,238	3,328	3,238	－	－	0	6
農業、林業	1,318	1,412	1,318	1,412	－	－	1	1
漁業	182	249	182	249	－	－	0	－
鉱業、採石業、砂利採取業	374	311	374	311	－	－	214	143
建設業	11,509	10,510	11,509	10,510	－	－	7	47
電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	502	609	402	509	100	100	－	－
情報通信業	255	258	245	249	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,513	1,404	1,361	1,252	100	100	－	－
卸売業、小売業	7,922	7,632	7,922	7,632	－	－	22	12
金融・保険業	72,253	67,276	1,772	2,499	2,500	2,500	－	－
不動産業	27,395	26,807	27,395	26,807	－	－	334	72
物品賃貸業	883	817	883	817	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	926	855	926	855	－	－	－	－
宿泊業	293	307	292	306	－	－	24	22
飲食業	2,737	2,464	2,737	2,464	－	－	0	－
生活関連サービス、娯楽業	2,082	1,830	2,070	1,818	－	－	76	0
教育、学習支援業	374	387	374	387	－	－	－	－
医療、福祉	3,917	3,689	3,917	3,689	－	－	65	39
その他のサービス	4,150	5,039	4,150	5,039	－	－	－	7
国・地方公共団体等	33,262	30,998	4,945	4,782	28,317	26,216	－	－
個人	30,436	31,384	30,436	31,384	－	－	45	40
その他	2,478	2,225	－	－	－	－	－	－
業種別合計	208,098	199,710	106,546	106,218	31,017	28,916	794	392
１年以下	50,137	33,847	11,664	12,544	4,699	3,300		
１年超３年以下	31,491	29,781	7,090	6,681	6,900	4,600		
３年超５年以下	12,281	13,454	8,781	8,454	3,500	5,000		
５年超７年以下	11,608	16,348	7,808	13,748	3,800	2,600		
７年超１０年以下	34,103	36,351	23,603	17,551	4,500	5,800		
１０年超	54,994	54,631	47,377	47,015	7,616	7,616		
期間の定めのないもの	13,481	15,295	219	222	－	－		
残存期間別合計	208,098	199,710	106,546	106,218	31,017	28,916		

（注）１. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
２.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
３. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有価証券（債券除く）、未決済為替貸が含まれます。
４. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分と必ずしも一致しません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	122	164	－	122	164	164	102	－	164	102
個別貸倒引当金	964	778	47	916	778	778	381	248	530	381
合計	1,086	943	47	1,039	943	943	483	248	694	483

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	31	13	△ 17	△ 0	13	12	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	1	－
漁業	1	－	△ 1	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	128	145	16	△ 70	145	74	－	69
建設業	36	31	△ 5	5	31	36	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	11	8	△ 3	△ 8	8	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	99	65	△ 33	△ 1	65	64	21	－
金融業・保険業	100	87	△ 13	△ 0	87	86	－	－
不動産業	292	290	△ 2	△ 218	290	71	18	171
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	18	6	△ 12	△ 0	6	5	－	1
飲食業	33	27	△ 6	△ 24	27	2	10	－
生活関連サービス業、娯楽業	47	53	6	△ 49	53	3	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	10	9	△ 1	△ 9	9	－	－	－
その他のサービス	9	10	0	△ 10	10	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	132	22	△ 110	△ 8	22	13	－	6
合計	955	769	△ 185	△ 397	769	372	53	248

（注）１. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
２. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク･ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク･ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	53,841	－	51,609
10%	－	5,708	－	5,971
20%	16,057	64,943	16,710	56,742
35%	－	1,913	－	2,472
50%	3,014	8,732	11,759	254
75%	－	14,596	－	14,950
100%	－	38,722	－	38,517
150%	－	78	－	73
250%	－	488	－	448
その他	－	－	－	－
計	19,071	189,027	28,469	171,041
合計	208,098		199,511	

（注）１. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
２. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。

《信用リスクに関する項目》

①リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、企業及び個人への貸出金が業況悪化などから約定どおりに返済されず、回収不能となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全化を目指して審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を執っています。また大口融資については、融資担当者以外も参加する融資審査会を設け、より厳格な審査体制により万全を期しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM委員会やリスク管理会議で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会といった経営陣に対する報告を行う態勢を構築しております。貸倒引当金は、「自己査定基準・マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・R&I（株式会社格付投資情報センター）　・Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
・JCR（株式会社日本格付研究所）　・S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ）

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,464	1,313	29,647	30,878

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

《信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に、徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱に努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、「住宅金融支援機構保証」（政府保証と同様）そして「一般社団法人しんきん保証基金保証」については当庫が採用している適格格付機関が付与している格付により判定をしております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません

《派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

当金庫においては、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■証券化エクスポージャーに関する事項…該当ありません

《証券化エクスポージャーに関する事項》

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、リスク管理会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。現時点ではオリジネーターとしての役割は実施しておりません。

②証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・R&I（株式会社格付投資情報センター）　・Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
・JCR（株式会社日本格付研究所）　・S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ）

出資等エクスポージャーに関する事項

■出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	302	302	309	309
非上場株式等	858	–	1150	–
合　　計	1,161	302	1,459	309

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
売却益	0	–
売却損	–	–
償　却	–	–

（注）損益計算書における損益の額を記載しております

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	49	57

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	–	–

《銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要》

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びBPVによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的に実施するALM委員会等に報告するとともにリスク管理会議（常勤理事会）で、報告を行っております。一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,161	15,460
マンデート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	ΔEVE		ΔNII	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
上方パラレルシフト	4,493	4,585	1	29
下方パラレルシフト	－	－	4	－
スティープ化	3,422	3,311		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	4,493	4,585	4	29
自己資本額	8,277	8,575		

*ΔEVEとは、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

*ΔNIIとは、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注１）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

《銀行勘定における金利リスクに関する事項》

①リスク管理の方針及び手続の概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しており、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。これら金利リスクの計測については、ΔEVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、ΔNII（金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アットリスク）といった金利リスク指標を用いております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明並びにヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、総務部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。ΔEVEについては、自己資本に占める割合等を勘案しながら、詳細に議論のうえ、削減のための各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

②金利リスクの算定方法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	3年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。

(2)当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

●VaRで計測されるリスク量が、金庫で半期毎に設定するリスク・リミットの範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、総務部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。

●自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準に定める各項目は次のとおり掲載しています。

1.金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織 …… 3
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 …… 3
（3）事務所の名称及び所在地 …… 4～5

2.金庫の主要な事業の内容 …… 3

3.金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 36
（2）直近の5事業年度における
主要な事業の状況を示す指標 …… 36
①経常収益
②経常利益又は経常損失
③当期純利益又は当期純損失
④出資総額及び出資総口数
⑤純資産額
⑥総資産額
⑦預金積金残高
⑧貸出金残高
⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率
⑪出資に対する配当金
⑫役職員数
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
イ.業務粗利益及び業務粗利益率 …… 37
ロ.資金運用収支、役務取引等
収支及びその他業務収支 …… 37
ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り並びに資金利ざや …… 37
ニ.受取利息及び支払利息の増減 …… 37
ホ.総資産経常利益率 …… 38
ヘ.総資産当期純利益率 …… 38
②預金に関する指標
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高 …… 38
ロ.固定自由金利定期預金、変動自由金利
定期預金及びその他の区分ごとの
定期預金の残高 …… 38
③貸出金等に関する指標
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越
及び割引手形の平均残高 …… 39
ロ.固定金利及び変動金利の
区分ごとの貸出金の残高 …… 38
ハ.担保の種類別の貸出金残高
及び債務保証見返額 …… 39
ニ.使途別の貸出金残高 …… 38
ホ.業種別の貸出金残高及び貸出金の
総額に占める割合 …… 38
ヘ.預貸率の期末値及び期中平均値 …… 39
④有価証券に関する指標
イ.商品有価証券の種類別の平均残高 …… 40
ロ.有価証券の種類別の平均残高 …… 40
ハ.預証率の期末値及び期中平均値 …… 39

4.金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 …… 9
（2）法令等遵守の体制 …… 11
（3）金融ADR制度への対応 …… 12
（4）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のため
の取組みの状況 …… 22～25

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 …… 41～45
（2）金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額
及び①から④までに掲げるものの合計額 …… 47
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
②危険債権
③3ヶ月以上延滞債権（貸出金のみ）
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
⑤正常債権
（3）自己資本の充実の状況 …… 50
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 …… 48
②金銭の信託 …… 48
③信用金庫法施行規則第15条の2の2
第1項第5号に掲げる取引 …… 48
（5）貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額 …… 51
（6）貸出金償却の額 …… 57
（7）金庫が法第38条の2第3項の規定に基づく
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 46

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 46

7.自己資本比率規制第3の柱に係る開示事項
（1）定性的開示事項 …… 49～54
（2）自己資本の構成に関する事項 …… 49
（3）自己資本の充実度に関する事項 …… 50
（4）信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び
主な種類別の期末残高 …… 50
ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の
期末残高及び期中の増減額 …… 51
ハ.業種別の個別貸倒引当金残高
及び貸出金償却の残高 …… 51
ニ.リスク・ウェイトの区分ごとの
エクスポージャーの額等 …… 51
（5）信用リスク削減手法に関する事項 …… 52
（6）派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 52
（7）証券化エクスポージャーに関する事項 …… 52
（8）出資等エクスポージャーに関する事項 …… 53
（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 …… 53
（10）金利リスクに関する事項 …… 54

熊本中央信用金庫